

**大紀町**

**高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画**

**平成 24 年3月**

**大 紀 町**



# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	第5期計画策定にあたっての国の指針	3
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	計画策定に向けた取り組み及び体制	6

## 第2章 高齢者の現状と将来推計

1	高齢者人口の状況	7
2	要介護等認定者の状況	10
3	介護保険サービスの利用状況	14
4	介護保険サービスの利用水準	18
5	アンケート調査結果	21

## 第3章 計画の基本的考え方

1	計画の基本理念	29
2	計画の基本目標	30
3	計画の体系	31
4	計画の重点取り組み	32
3	日常生活圏域の設定	33

## 第4章 基本計画

基本目標 1	地域資源の活用と福祉力・介護力のしくみづくり	35
基本目標 2	介護予防と将来にわたる健康づくり	37
基本目標 3	高齢者の安心と障壁のない充実した暮らしづくり	38
基本目標 4	自己決定の尊重と信頼される介護保険サービスの提供	39

## 第5章 高齢者の日常生活支援

1	高齢者福祉サービス	41
---	-----------	----

## 第6章 地域支援事業

1 介護予防事業	45
2 包括的支援事業	50
3 その他事業（任意事業）	53
4 介護予防・日常生活支援総合事業	54

## 第7章 介護保険サービスの提供

1 居宅・介護予防サービス	55
2 地域密着型サービス	58
3 施設サービス	60
4 サービス必要量の推計	61
5 給付費の推計	63
6 保険料の推計	65

## 第8章 介護保険サービスの質の向上

1 在宅サービスの重視	69
2 給付の適正化	69
3 人材の育成・確保	69
4 地域密着型サービス等の指定管理及び指導管理	69
5 介護関係機関の連携体制とその支援	70
6 情報提供・相談体制の充実	70
7 効率的な執行体制の整備	70

## 第9章 計画の推進体制

1 地域の多面的な「福祉資源」のネットワーク化	71
2 生活者の視点に立った地域福祉の推進	71
3 庁内の推進体制	71
4 他市町村との連携	71
5 国・県との情報の共有化	71
6 計画の進行管理	72

## 資料編

大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会策定経過	73
大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿	74



# 第1章 計画の概要

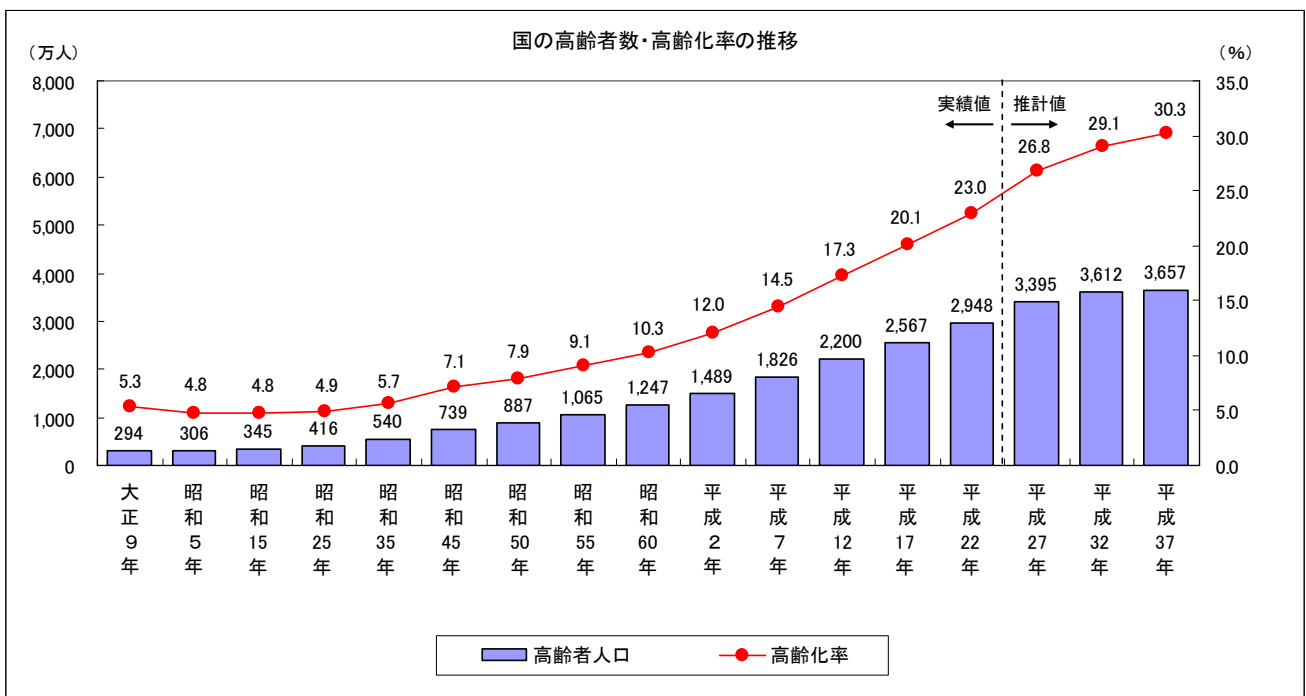


# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

### (1) 超高齢社会の到来

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成12年の2,200万人から平成22年の2,948万人へこの10年間に大幅に増加しています。また、高齢化率についても平成22年には23.0%と初めて21%を超え、超高齢社会に移行しています。本計画期間中でもある平成26年度には団塊世代の一部が高齢期を迎えるなど、ますます高齢化が進んでいくと予想されます。



資料：平成22年までは「国勢調査」、平成27年以降は「人口問題研究所・日本の将来推計人口」

## (2) 高齢者を取り巻く課題

高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増加傾向にあります。国の推計では認知症高齢者は、平成22年には208万人、平成27年には250万人まで増加すると見込んでおり、超高齢社会において認知症高齢者対策は非常に重要な課題となっています。

また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加があげられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になってくると考えられます。

## (3) 介護予防の重要性

わが国では急速に高齢化が進展する中、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が導入され、今年で12年が経過しました。介護保険制度は施行以来、より利用しやすい仕組みを目指して改正を重ねており、特に第3期計画時には、介護の必要性が増すことがないよう、介護予防に重点を置いたシステムの転換が図られました。

第5期計画においても、元気な高齢者が引き続き生きがいを持っていきいきとした生活を送ることができるような施策や要支援・要介護が必要な状態にならないための介護予防の効果的な取組みを推進していく必要があります。また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、たとえ認知症になっても地域で安心して暮らしていくための取組み、さらには、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の方の在宅生活を維持するための取組みや、高齢者単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等の喫緊の課題に重点的に取組む必要があります。



## 2 第5期計画策定にあたっての国の指針

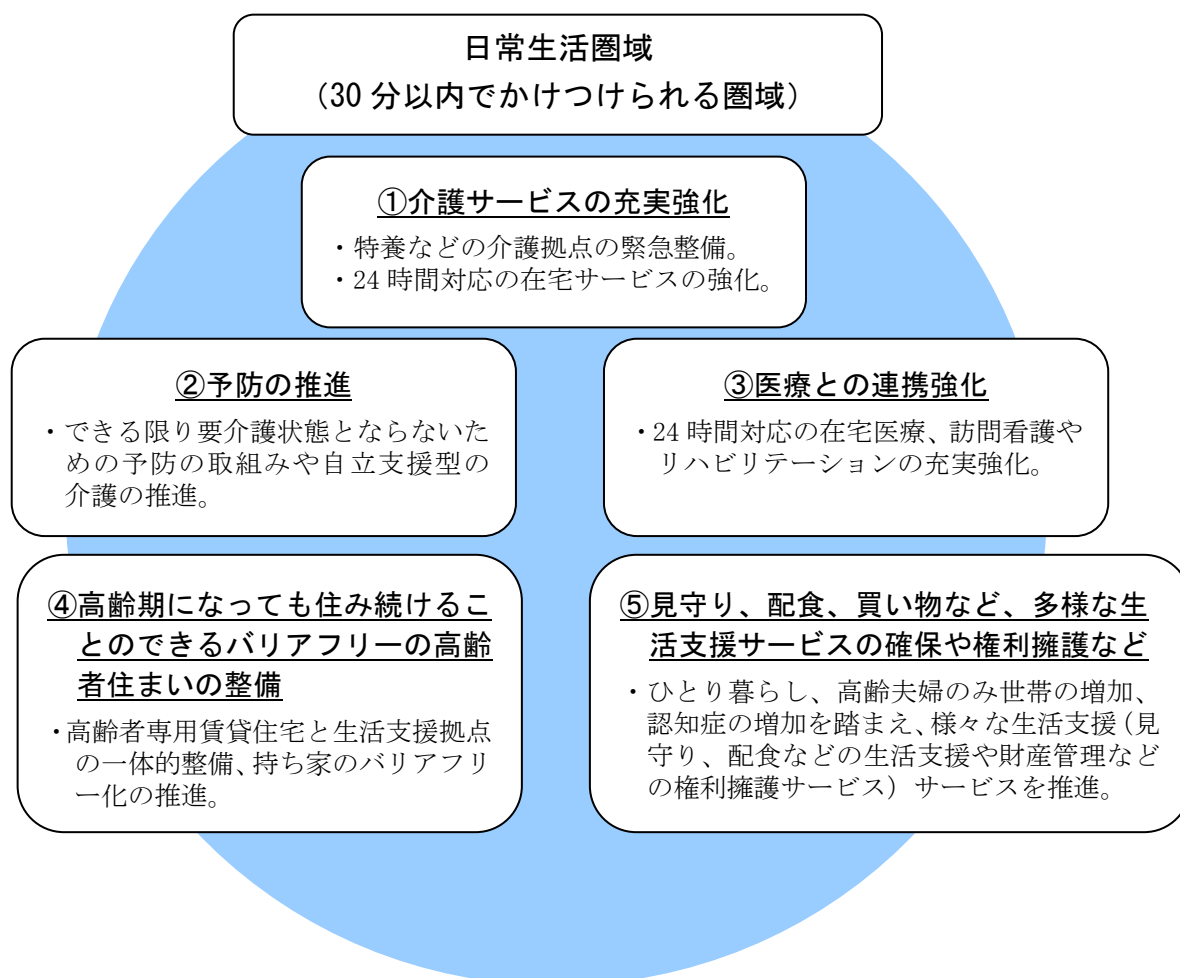
### (1) 地域包括ケアの一層の推進

第5期の介護保険事業計画は、第3期計画、第4期計画の延長線上に位置づけられることから、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要です。この取り組みにあたっては、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

また、「地域包括ケア」の考え方については、これまでも示されてきましたが、平成24年度からの第5期計画においてはさらに強化して取り組んでいく必要があります。

#### 【地域包括ケアシステムについて】

地域包括ケアを実現するためには、下記の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われる必要があります。



## (2) 計画における重点事項

第5期計画における一番大きなポイントは「地域包括ケアシステム」の構築です。

地域包括システムの構築を推進するにあたっては、第5期計画では地域の実情に応じて、以下の4つの重点事項を計画に位置づけるよう示されています。

### 1 認知症支援策の充実

◆例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等。

### 2 在宅医療の推進

◆例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等。

### 3 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

◆例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅供給目標の記載等。

### 4 生活支援サービス（介護保険外サービス）

◆例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に規定された「高齢者福祉計画」と、介護保険法（第117条）に規定された「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

したがって、本計画は介護を必要とする高齢者のみでなく、大紀町のすべての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画です。

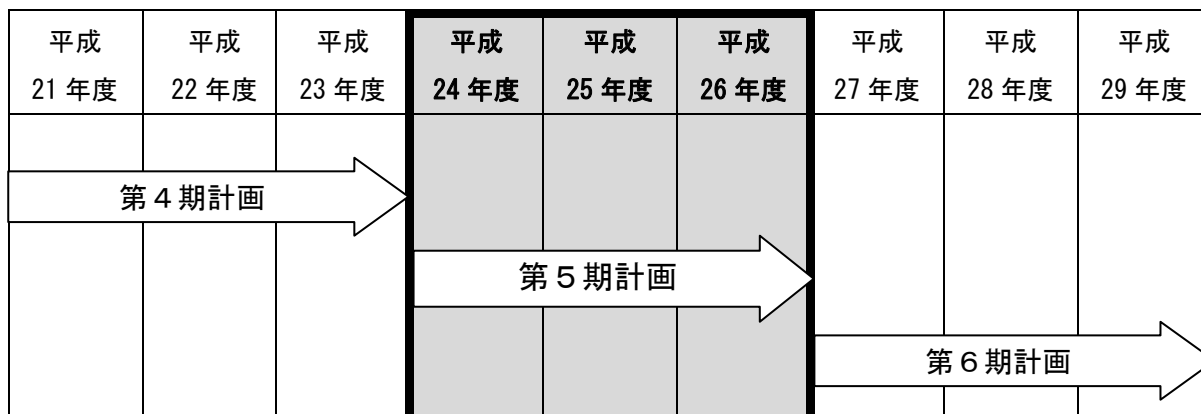
高齢者福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れた福祉全般にわたる計画とし、介護保険給付対象サービスのほか介護保険給付対象外サービス等についても定めるものであり、介護保険事業計画と一体のものとして作成されます。また、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づいて、高齢者の心身・生活状況やサービスの利用意向等の状況を踏まえて策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法制定の趣旨・目的を踏まえ、本町における介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が介護サービス等を十分に利用することができるような社会の実現をめざし、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策等について定めています。

また、本計画は上位計画となる「大紀町総合計画」をはじめ関係他計画との調和を保ちながら、大紀町の高齢者に対する施策の基本的な方向を明らかにし、具体的な目標を定めたものです。

### 4 計画の期間

本計画は、介護保険制度開始後第5期計画にあたり、平成24年度から平成26年度（2014年）までの3年を1期とした計画です。



## 5 計画策定に向けた取り組み及び体制

### (1) 策定の基本的考え方

本計画の策定にあたっては、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、具体的な計画を策定します。

また、要綱に基づいて設置された「大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会」において委員等の意見を反映しています。

### (2) 住民が参画した計画策定

計画の策定に、被保険者の意見を反映させるための措置を講じています。

第1号被保険者及び第2号被保険者の代表や民生委員、地域住民が主体となって活動している団体など多様な階層から、策定委員として参画していただき、多くの視点から意見が反映されるように配慮して策定を行いました。

### (3) 実態調査の実施

高齢者の意識や生活実態、地域の課題を把握するために、アンケート調査を実施し、日常生活の実態や介護保険サービスへの要望などの意見を把握しました。

### (4) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、関係部課との連携を図りながら、施策の実現に努めます。さらに、保健・医療・福祉の関係機関及び地域の各種団体との連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

本計画を確実に実行し、効果のあるものにしていくために、関係機関において計画の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていきます。



## 第2章

# 高齢者の現状と将来推計



## 第2章 高齢者の現状と将来推計

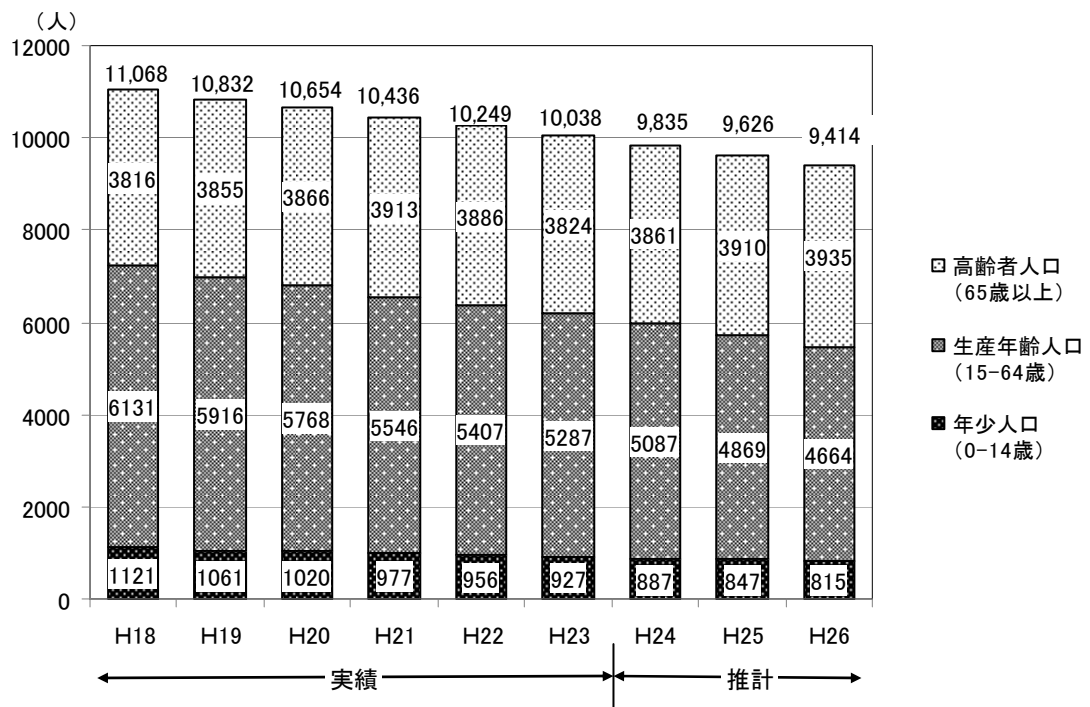
### 1 高齢者人口の状況

#### (1) 人口の推移

人口は減少傾向を続ける一方で、高齢者人口は増加傾向であるが、近い将来高齢者人口も減少へと転ずる見込み。

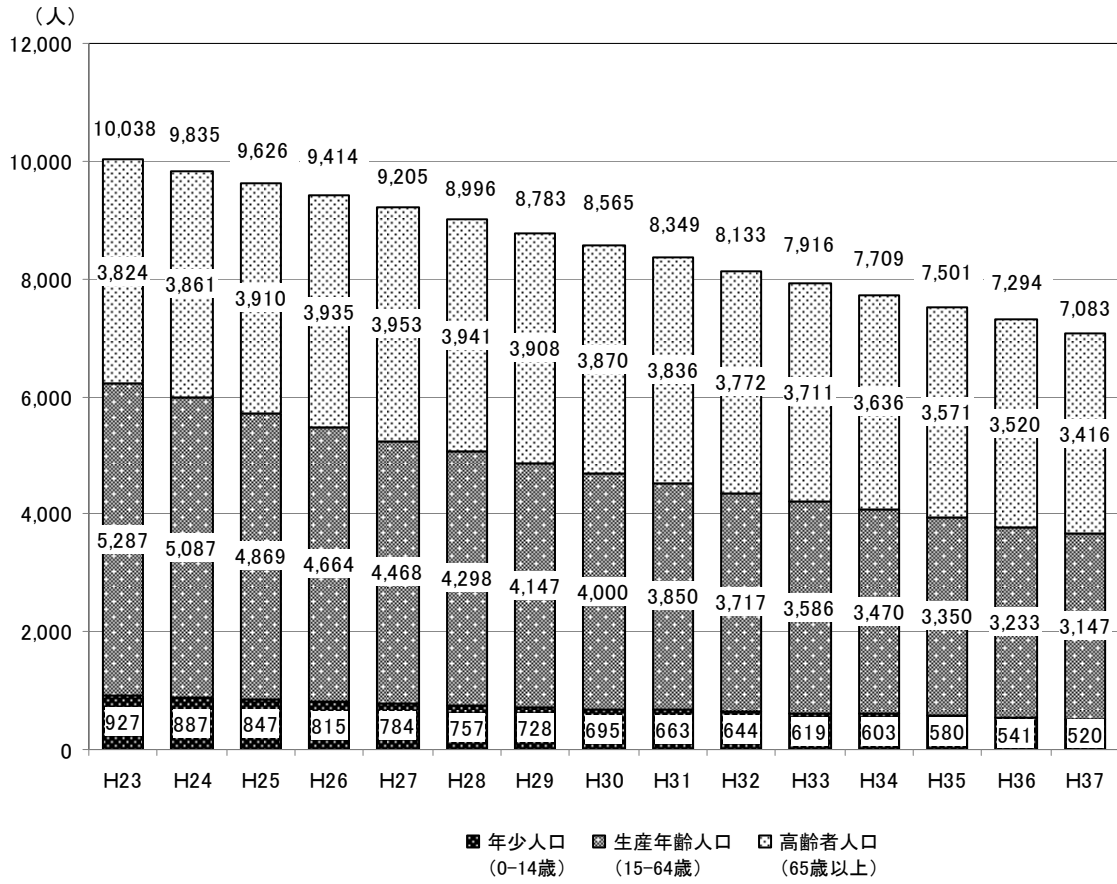
- 町の人口は、平成18年の11,068人から、平成23年の10,038人へと減少しています。
- 高齢者人口は逆に、平成18年の3,816人から平成23年の3,824人へとわずかながら増加しています。5年間の伸び率はおよそ1.02倍であり、高齢者の増加が顕著となっています。
- 町の人口の将来推計は、平成24年には1万人を下回り9,835人から一貫して減少傾向が続き、平成26年には9,414人になると予想されます。

図 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図 人口の将来推計





## (2) 人口構成、高齢化率の推移

高齢化率は増加傾向が続く。前期高齢者よりも後期高齢者の割合が高い。

- 人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、平成18年の34.5%から、平成23年には38.1%まで伸びています。
- 人口に占める高齢者の割合（高齢化率）の推計値は、平成24年の39.3%から、平成26年には41.8%まで伸びて、町民の4割は高齢者という状況です。
- 75歳以上の高齢者の割合（後期高齢者割合）は、平成24年の22.8%から、平成26年には24.0%まで伸びて、前期高齢者よりも高い比率で推移する見込みです。

図 年齢別人口割合

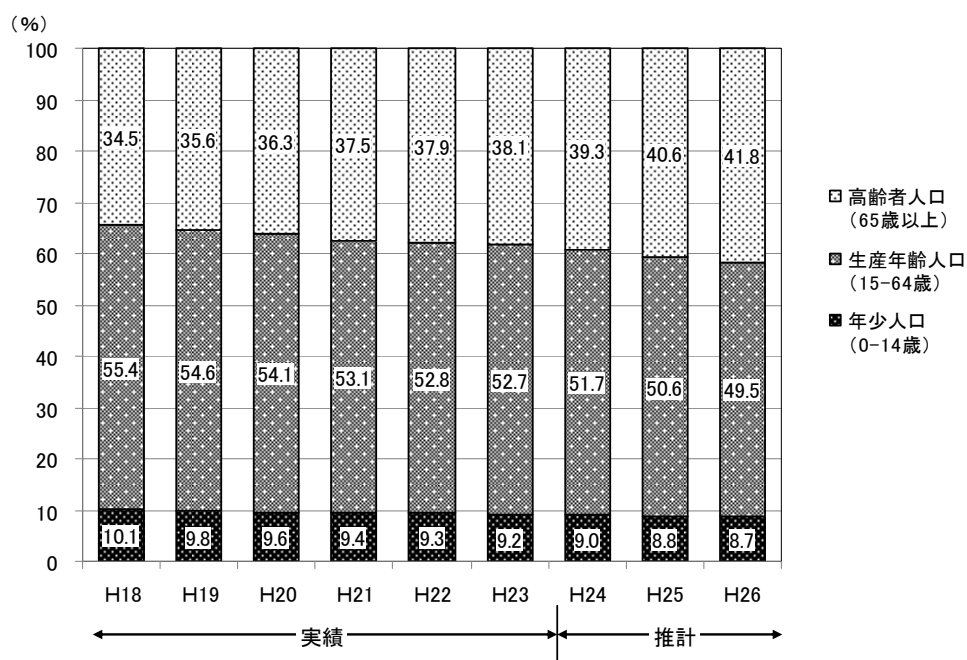
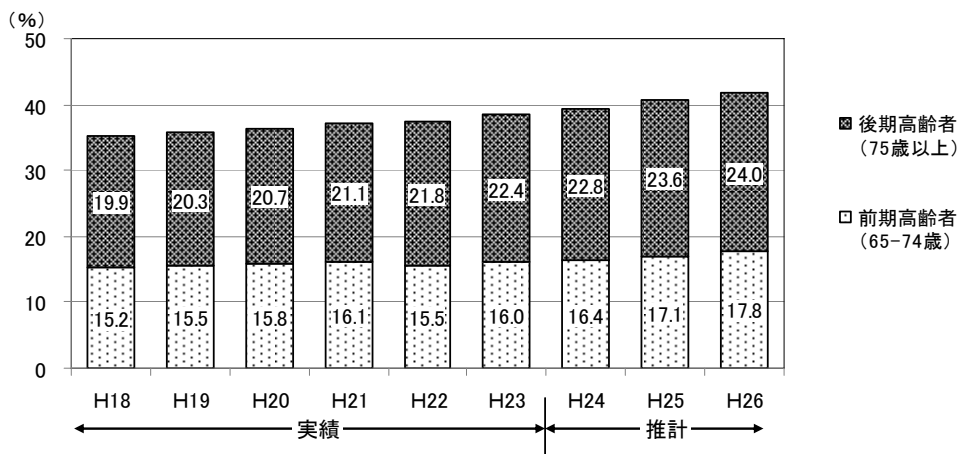


図 高齢者の人口割合



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2 要介護等認定者の状況

### (1) 認定者数の推移

要介護認定者は横ばいで推移している。

- 平成 23 年 4 月の要介護等認定者数は 740 人、認定率は 19.2%です。平成 21 年 4 月からの 2 年間に認定者数は 19 人減少し、認定率は 19.5%から 19.2%と増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。
- 要介護度別でみると、要支援 1、2、要介護 1 は増減を繰り返しています。要介護 2 は横ばいから大きく増加しています。要介護 3 は減少してからの下げ止まり、要介護 4 はほぼ横ばい、要介護 5 はやや増加傾向です。

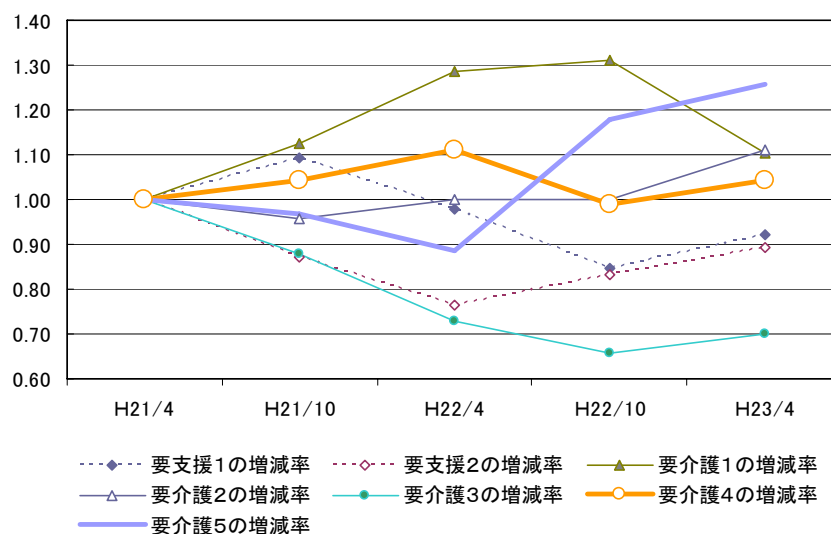
表 要介護度別認定者数の推移 (人)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
65 歳以上人口	3,902	3,898	3,889	3,871	3,857
要支援 1	138	151	135	117	127
要支援 2	148	129	113	123	132
要介護 1	87	98	112	114	96
要介護 2	119	114	119	119	132
要介護 3	114	100	83	75	80
要介護 4	91	95	101	90	95
要介護 5	62	60	55	73	78
要介護認定者計	759	747	718	711	740
認定率 (%)	19.5%	19.2%	18.5%	18.4%	19.2%

資料：介護保険事業状況報告（月報）

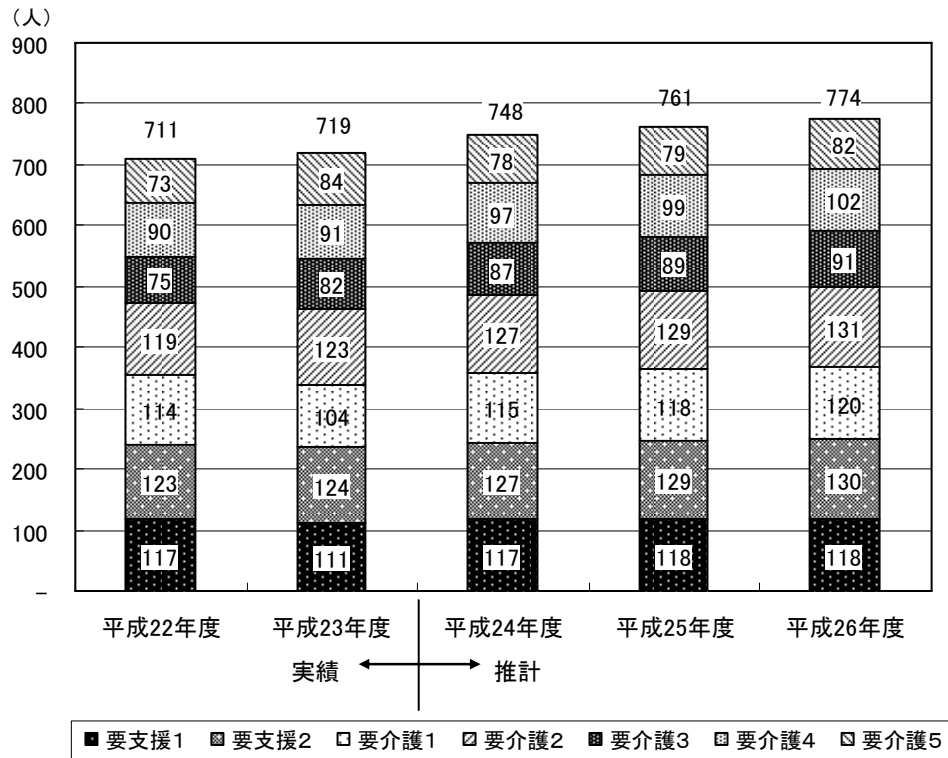
※認定率は、要介護認定者数（65 歳未満を含む）と 65 歳以上人口から算出している。

図 要介護度別認定者の増減（※平成 21 年 4 月を 1.0 とした場合の比率）



- 平成 23 年 10 月の要介護等認定者数は 719 人で平成 24 年度以降も緩やかに増加する推計です。

図：要介護度別認定者数の推移



## (2) 高齢化の進行状況

後期高齢者の割合が国・県平均よりも高く、認定率は県平均程度にとどまる。

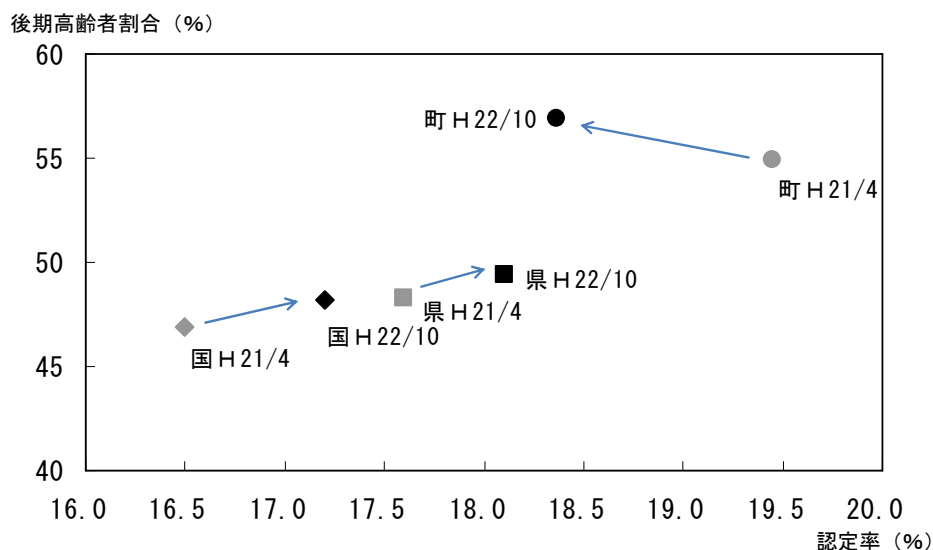
- 平成 23 年 4 月の前期高齢者は 1,608 人 (41.7%)、後期高齢者は 2,249 人 (58.3%) です。平成 21 年 4 月からの 2 年間に前期高齢者数は 152 人減少し、後期高齢者数は 107 人増加しています。
- 平成 21 年 4 月から平成 22 年 10 月までの 1 年半の国、県、町の変化を散布図に示しました。後期高齢者割合は、国、県と同様に増加していますが、認定率は国、県が増加する中で大きく減少しています。
- 要介護のリスクが高い後期高齢者割合は増加しているのに対して、認定率が低くなっています。

表 前期・後期別 65 歳以上人口の推移 (上段：人、下段：%)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
前期高齢者 (65～74 歳)	1,760 45.1	1,744 44.7	1,714 44.1	1,670 43.1	1,608 41.7
後期高齢者 (75 歳以上)	2,142 54.9	2,154 55.3	2,175 55.9	2,201 56.9	2,249 58.3
計	3,902	3,898	3,889	3,871	3,857

資料：介護保険事業状況報告（月報）

図 後期高齢者割合と認定率（平成 22 年 10 月）



	認定率 (%)	後期高齢者割合 (%)
国	17.2	48.2
県	18.1	49.4
町	18.4	56.9

資料：介護保険事業状況報告（月報）

### (3) 要介護認定の重度化の状況

後期高齢者の割合が高く、重度者の割合は国・県平均よりも低い。

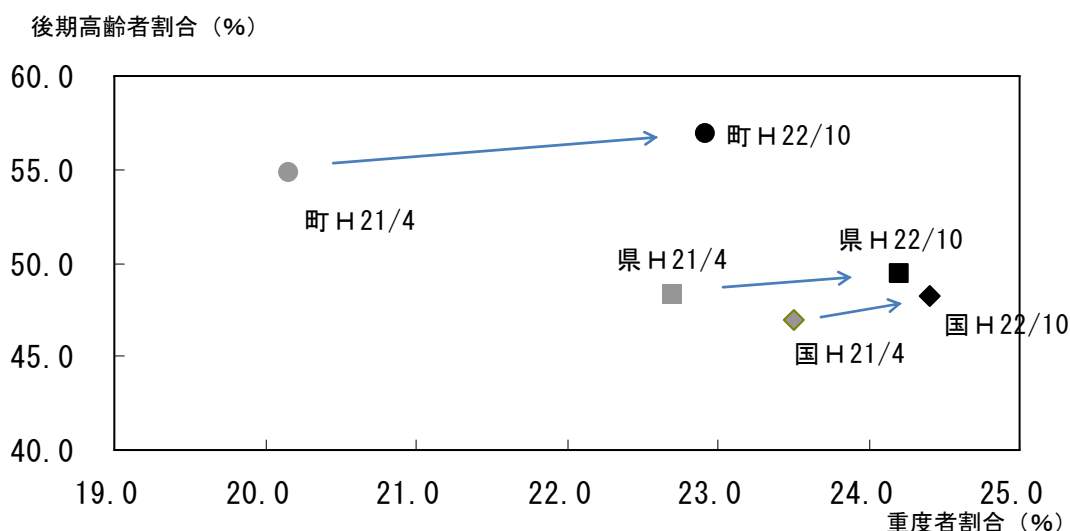
- 要介護度3区分別の認定者数の推移をみると、いずれの要介護度でもほぼ横ばいの状況ですが、重度者がやや多くなっています。
- 本町は、後期高齢者割合が、国、県よりも高いものの、重度者割合は国、県よりも低い状況にあります。

表 要介護状態3区分別認定者数の推移 (上段：人、下段：%)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
認定者数	759	747	718	711	740
要支援1・2・要介護1	373	378	360	354	355
	49.1	50.6	50.1	49.8	48.0
要介護2・3	233	214	202	194	212
	30.7	28.6	28.1	27.3	28.6
要介護4・5	153	155	156	163	173
	20.2	20.7	21.7	22.9	23.4

資料：介護保険事業状況報告（月報）

図表 重度者割合（要介護4・5）と後期高齢者割合（平成22年10月）



	重度者割合 (%)	後期高齢者割合 (%)
国	24.4	48.2
県	24.2	49.4
町	22.9	56.9

資料：介護保険事業状況報告（月報）

### 3 介護保険サービスの利用状況

#### (1) 在宅・地域密着・施設別サービス利用者数及び利用率

在宅サービスの利用率は 71.9%、地域密着サービスの利用率は 6.4%、施設サービスの利用率は 21.7%

- 平成 23 年 4 月の介護保険サービス利用者数は 594 人です。平成 21 年 4 月からの 2 年間で 39 人増加しています。
- 平成 21 年 4 月からの推移をみると、認定者数は増減し、横ばいの状況であるのに対して、平成 21 年 4 月以降利用者数は増加し続けています。
- サービスの利用率をみると、在宅サービスはほぼ横ばいで推移していますが、施設サービスについては、サービス提供者の業態変化に伴い、利用率は減少しています。

表 居宅・居住系・施設別サービスの利用状況の推移

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
認定者数	759	747	718	711	740
利用者数・全体 (人)	555	563	554	587	594
在宅 (人)	388	396	387	425	427
地域密着 (人)	29	32	34	39	38
施設 (人)	138	135	133	123	129
利用者数・全体 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在宅 (%)	69.9	70.3	69.9	72.4	71.9
地域密着 (%)	5.2	5.7	6.1	6.6	6.4
施設 (%)	24.9	24.0	24.0	21.0	21.7

資料：介護保険事業状況報告（月報）

(2) 介護保険サービス未利用者の状況

介護保険サービスの利用率（受給率）は80.3%、未利用者は19.7%である。

- 何らかの介護保険サービスを利用している認定者は、平成23年4月の状況では594人であり、認定者の80.3%です。（受給率）
- 反対に、サービスを利用していない人は146人、未利用者割合は19.7%です。
- 要介護度別にみると、要支援1、2の利用率は6割程度にとどまっていますが、要介護1以上では9割前後の利用率があります。

表 介護保険サービスの利用・未利用者数の推移 (人)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/10
認定者数	759	747	718	711	740
利用者	555	563	554	587	594
	73.1%	75.4%	77.2%	82.6%	80.3%
未利用者	204	184	164	124	146
	26.9%	24.6%	22.8%	17.4%	19.7%

資料：介護保険事業状況報告（月報）

表 要介護度別介護保険サービスの利用・未利用者数（平成22年10月） (人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者数	127	132	96	132	80	95	78
利用者	80	83	85	116	76	88	66
	63.0%	62.9%	88.5%	87.9%	95.0%	92.6%	84.6%
未利用者	47	49	11	16	4	7	12
	37.0%	37.1%	11.5%	12.1%	5.0%	7.4%	15.4%

資料：介護保険事業状況報告（月報）

### (3) サービス種類別利用率

「通所介護」の利用率が最も高い。

- 在宅サービス利用者のサービスの利用状況をみると、平成 23 年 4 月の実績では、サービスの利用率が高いのは、「通所介護」「福祉用具」「訪問介護」「通所リハビリテーション」です。
- 要介護度別にみると、「通所介護」「訪問介護」は要支援・要介護度に関わらず利用率は高くなっています。そのほかに要支援 1、2、要介護 1 の軽度者では「通所リハビリテーション」の利用が高くなっています。要介護 2 以上では、「短期入所」が重度になるほど高くなる傾向があります。「訪問看護」は要介護 5 でかなり利用率が高くなります。

表 サービス別利用率の推移 (％)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
訪問介護	28.0	28.4	27.0	24.7	24.5
訪問入浴介護	1.0	0.5	0.7	1.1	0.9
訪問看護	5.8	4.6	5.9	5.2	4.9
訪問リハビリテーション	2.4	2.2	2.5	2.7	2.6
通所介護	35.5	36.9	35.8	35.1	38.0
通所リハビリテーション	29.0	31.1	29.2	28.5	24.3
福祉用具	27.8	28.0	28.4	28.1	29.1
居宅療養管理指導	3.4	1.9	2.5	2.9	2.9
短期入所	15.9	17.8	17.9	17.3	16.1
小規模多機能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
グループホーム	7.0	7.2	7.4	7.2	7.9
特定施設入居者生活介護	0.2	0.2	0.5	3.8	4.2

資料：保険者向け給付実績情報



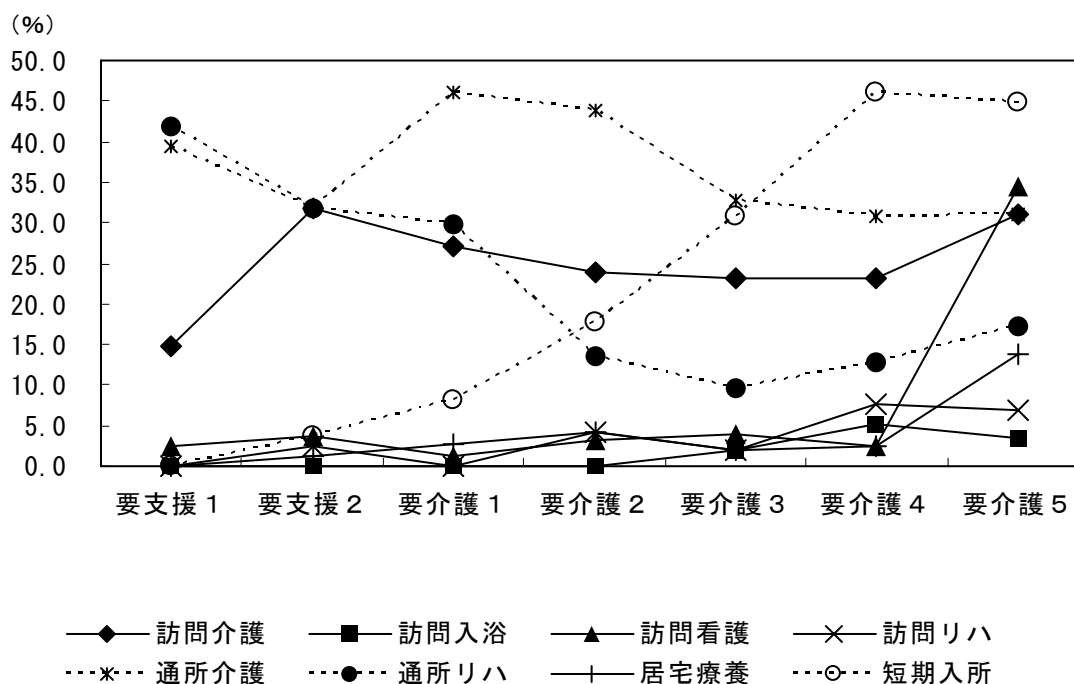
表 要介護度別サービス別利用率（平成 23 年 4 月）

(%)

サービス名	全体	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
訪問介護	24.7	14.8	31.7	27.0	24.0	23.1	23.1	31.0
訪問入浴介護	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	5.1	3.4
訪問看護	5.2	2.5	3.7	1.4	3.1	3.8	2.6	34.5
訪問リハビリテーション	2.7	0.0	2.4	0.0	4.2	1.9	7.7	6.9
通所介護	35.1	39.5	31.7	45.9	43.8	32.7	30.8	31.0
通所リハビリテーション	28.5	42.0	31.7	29.7	13.5	9.6	12.8	17.2
福祉用具	28.1	6.2	18.3	14.9	37.5	42.3	51.3	79.3
居宅療養管理指導	2.9	0.0	1.2	2.7	4.2	1.9	2.6	13.8
短期入所	17.3	0.0	3.7	8.1	17.7	30.8	46.2	44.8
小規模多機能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
グループホーム	7.2	0.0	2.4	10.8	9.4	21.2	12.8	3.4
特定施設	3.8	1.2	1.2	2.7	7.3	7.7	7.7	3.4

資料：保険者向け給付実績情報

図 要介護度別サービス別利用率



## 4 介護保険サービスの利用水準

### (1) サービス費用額の状況

1人あたりの費用額は平均 13 万円、在宅サービスは 9 万円、地域密着サービスは 19.7 万円、施設サービスは 24.5 万円

- 月あたりの介護保険サービス費用額は、平成 23 年 4 月でおよそ 7,733 万円となっており、平成 21 年 4 月からやや増加傾向で推移しています。
- 費用割合の推移は、在宅サービスがほぼ半数、地域密着サービスが 1 割、施設サービスが 4 割を占めています。
- 平成 23 年 4 月の利用者 1 人あたりの費用額は、在宅サービスが 9 万円、地域密着が 19.7 万円、施設が 24.5 万円です。
- 要介護度別にみると、軽度者は在宅サービスの比率が高く、重度者ほど施設サービスの費用比率が高くなります。
- 在宅サービス、地域密着サービス、施設サービスともに重度者の 1 人あたりの費用額も高くなっています。

表 月あたりの費用額・費用割合・1人あたり費用の推移

	(千円)				
	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
費用額／全体	74,340	76,392	73,157	76,110	77,332
〃／在宅	32,812	33,727	32,605	37,859	38,302
〃／地域密着	7,080	7,186	6,786	7,715	7,485
〃／施設	34,448	35,479	33,766	30,536	31,545

(%)

費用割合／全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃／在宅	44.1	44.1	44.6	49.7	49.5
〃／地域密着	9.5	9.4	9.3	10.1	9.7
〃／施設	46.3	46.4	46.2	40.1	40.8

(千円)

1人あたり費用／全体	134	136	132	130	130
〃／在宅	85	85	84	89	90
〃／地域密着	244	225	200	198	197
〃／施設	250	263	254	248	245

資料：介護保険事業状況報告（月報）

表 要介護度別月あたりの費用額・費用割合・1人あたり費用（平成23年4月）

(千円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用額／全体	2,182	4,236	8,313	14,854	14,088	18,390	15,269
〃／在宅	2,182	3,787	5,189	9,541	6,540	5,679	5,383
〃／地域密着	0	449	1,301	2,079	2,384	1,019	254
〃／施設	0	0	1,823	3,234	5,164	11,692	9,632

(%)

費用割合／全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
〃／在宅	100.0	89.4	62.4	64.2	46.4	30.9	35.3
〃／地域密着	0.0	10.6	15.7	14.0	16.9	5.5	1.7
〃／施設	0.0	0.0	21.9	21.8	36.7	63.6	63.1

(千円)

1人あたり費用／全体	27	51	98	128	185	209	231
〃／在宅	27	47	75	105	156	158	192
〃／地域密着	0	225	186	189	199	204	254
〃／施設	0	0	203	231	235	249	260

資料：介護保険事業状況報告（月報）

## (2) サービス給付額の支給限度額比率

支給限度額は40%～50%程度である。

- 支給限度額に対してどの程度サービスを利用しているかを見たのが支給限度額比率です。
- 平成23年4月の支給限度額比率を要介護度別にみると、要支援1、要介護2～5は50%前後となっています。要支援2、要介護1は40%前後にとどまっています。
- 平成21年4月と比較すると、要支援2、要介護1はやや増加していますが、それ以外の要支援・要介護度では減少傾向にあります。
- 特に要介護4では大きく減少しています。

表 要介護度別支給限度額比率の推移

(%)

	H21/4	H21/10	H22/4	H22/10	H23/4
要支援1	48.9	49.0	50.1	48.4	48.3
要支援2	37.9	38.0	38.4	41.2	40.2
要介護1	33.9	34.7	36.2	38.5	39.1
要介護2	52.5	48.3	50.6	49.7	48.7
要介護3	58.4	57.6	51.8	61.9	52.3
要介護4	73.1	57.8	61.3	52.7	54.2
要介護5	59.9	53.7	45.3	56.1	51.5

資料：保険者向け給付実績情報

## 5 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、大紀町の高齢者の生活実態や介護サービスに関する意向等を把握し、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることと介護予防を必要とする方の把握をする目的で実施しました。

#### ② 調査の設計

	一般高齢者調査 (日常生活圏域ニーズ調査)	要支援・要介護高齢者調査
(1) 調査地域	大紀町全域	大紀町全域
(2) 調査対象	大紀町に在住する65歳以上の男女	大紀町に在住する要支援・要介護認定を受けている65歳以上の男女
(3) 標本数	521 サンプル	171 サンプル
(4) 抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
(5) 調査方法	訪問配布・回収調査	訪問配布・回収調査
(6) 調査実施時期	平成23年9月	平成23年9月

#### ③ 回収結果

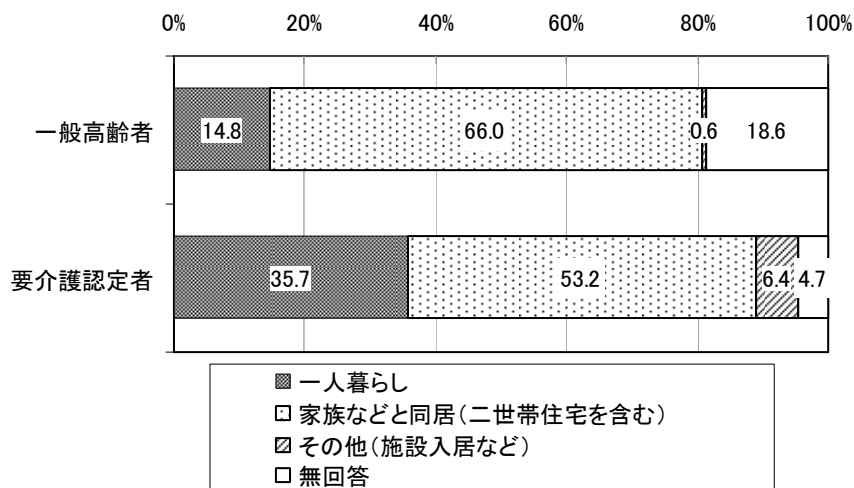
	回収数
一般高齢者	521
要支援・要介護高齢者	171

## (2) 調査結果

### ①家族構成

回答者の家族構成は、一般高齢者では「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が66.0%と最も高くなっています。一方で、「一人暮らし」は14.8%となっています。

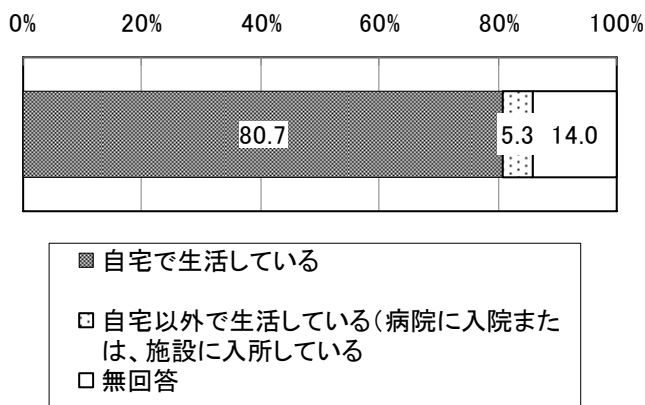
要介護認定者では、「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が53.2%と最も高くなっています。一方で、「一人暮らし」は35.7%となっています。



### ②生活場所

#### 【要介護認定者】

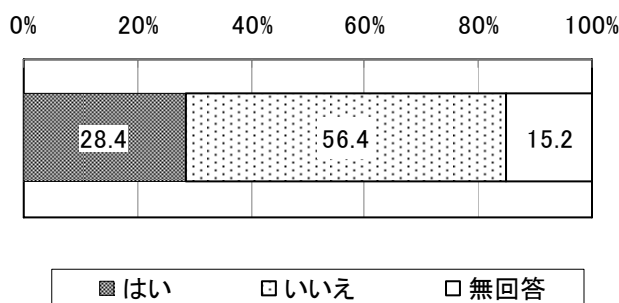
高齢者の生活場所は「自宅で生活している」が80.7%と最も高く、「自宅以外で生活している（病院に入院または、施設に入所している）」が5.3%となっています。



### ③有料老人ホームや高齢者専用住宅が整備された場合の利用希望

#### 【一般高齢者】

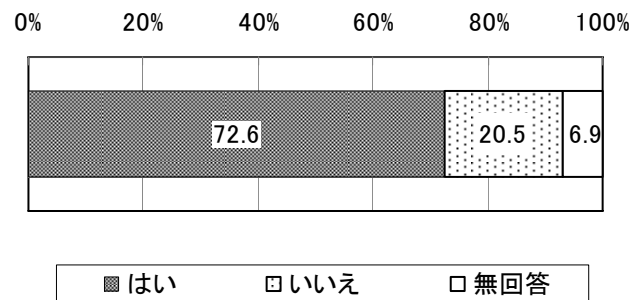
有料老人ホームや高齢者専用住宅の利用意向は、「はい（利用したい）」が28.4%、「いいえ（利用したくない）」が56.4%となっており、3割程度の利用希望があります。



#### ④緊急時の支援者

##### 【一般高齢者】

災害時や緊急時の支援者の有無を尋ねたところ、「はい（支援してくれる人がある）」は 72.6%となっています。一方で、「いいえ（支援してくれる人はいない）」は 20.5%となっています。

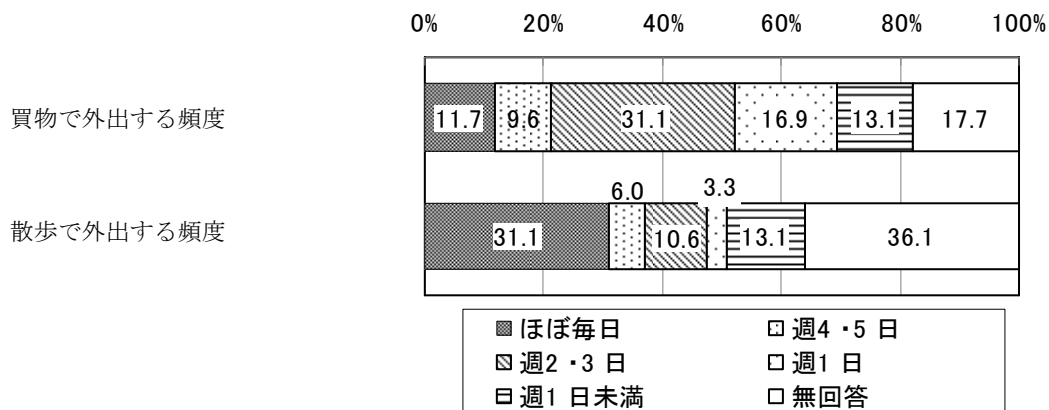


#### ⑤外出する頻度

##### 【一般高齢者】

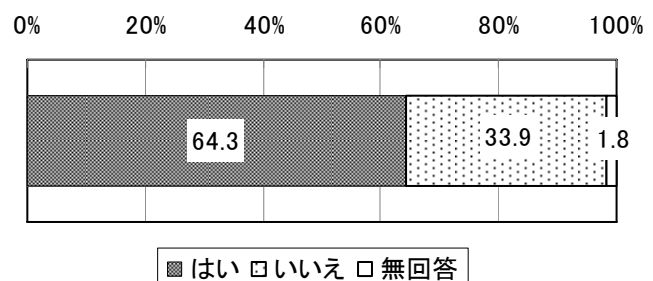
買物で外出する頻度は「週 2、3 日」が 31.1%と最も高くなっています。『週 1 日以上』が 7 割を占めています。

散歩で外出する頻度は「ほぼ毎日」が 31.1%と最も高くなっています。『週 1 日以上』がほぼ半数を占める一方で、「週 1 日未満」が 13.1%、「無回答」が 36.1%となっています。



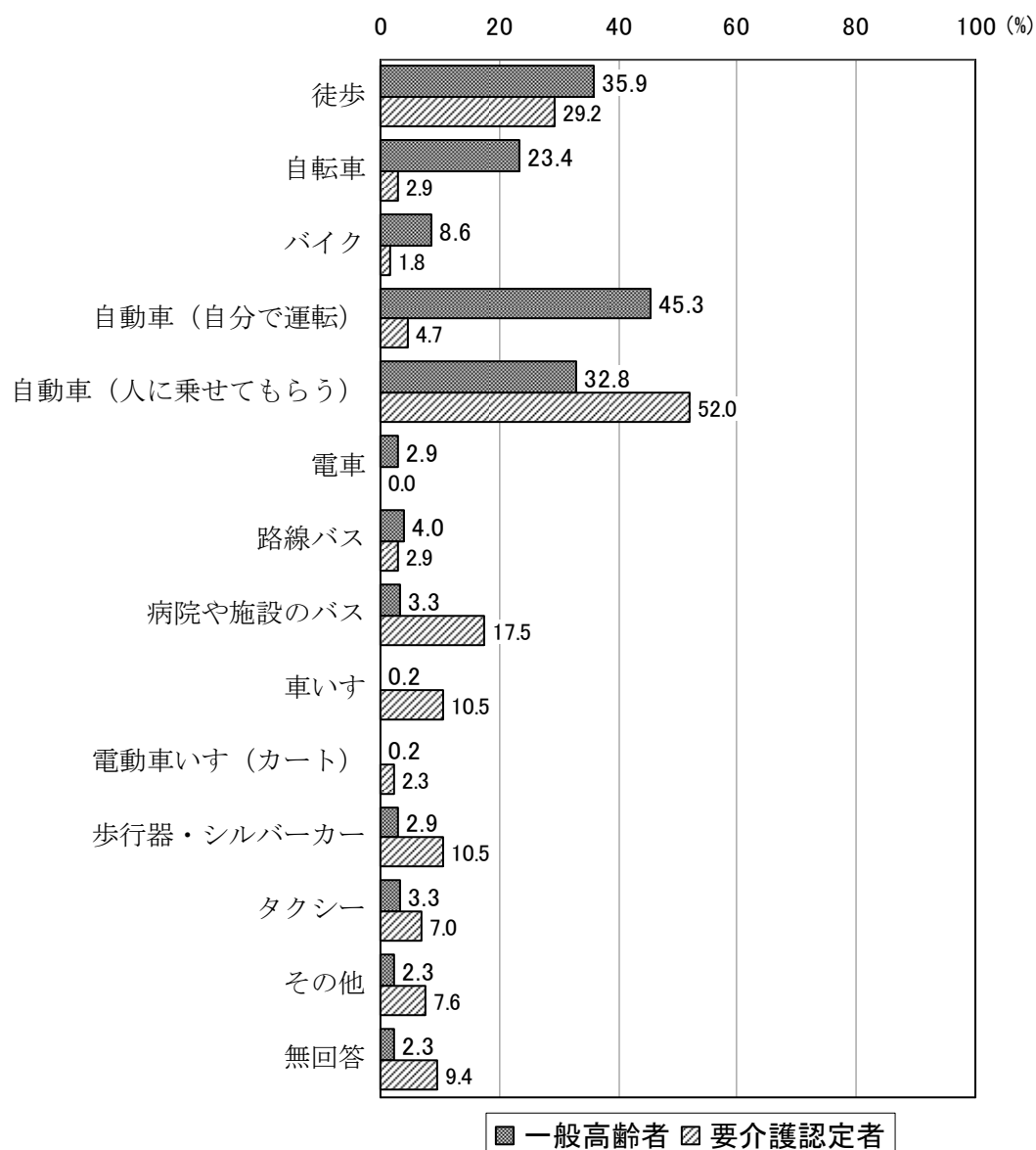
##### 【要介護認定者】

週 1 回以上の外出は 64.3%が「はい（外出している）」と回答しています。一方で「いいえ（外出していない）」は 33.9%となっています。



## ⑥外出の移動手段

外出の際の移動手段は、一般高齢者では「自動車（自分で運転）」が45.3%と最も高く、「徒歩」が35.9%、「自動車（人に乗せてもらう）」が32.8%、「自転車」が23.4%と続いています。「電車」や「路線バス」「タクシー」といった公共交通機関の利用者はかなり少ない状況です。要介護認定者では、「自動車（人に乗せてもらう）」が52.0%と最も高く、「徒歩」が29.2%、「病院や施設のバス」が17.5%と続いています。

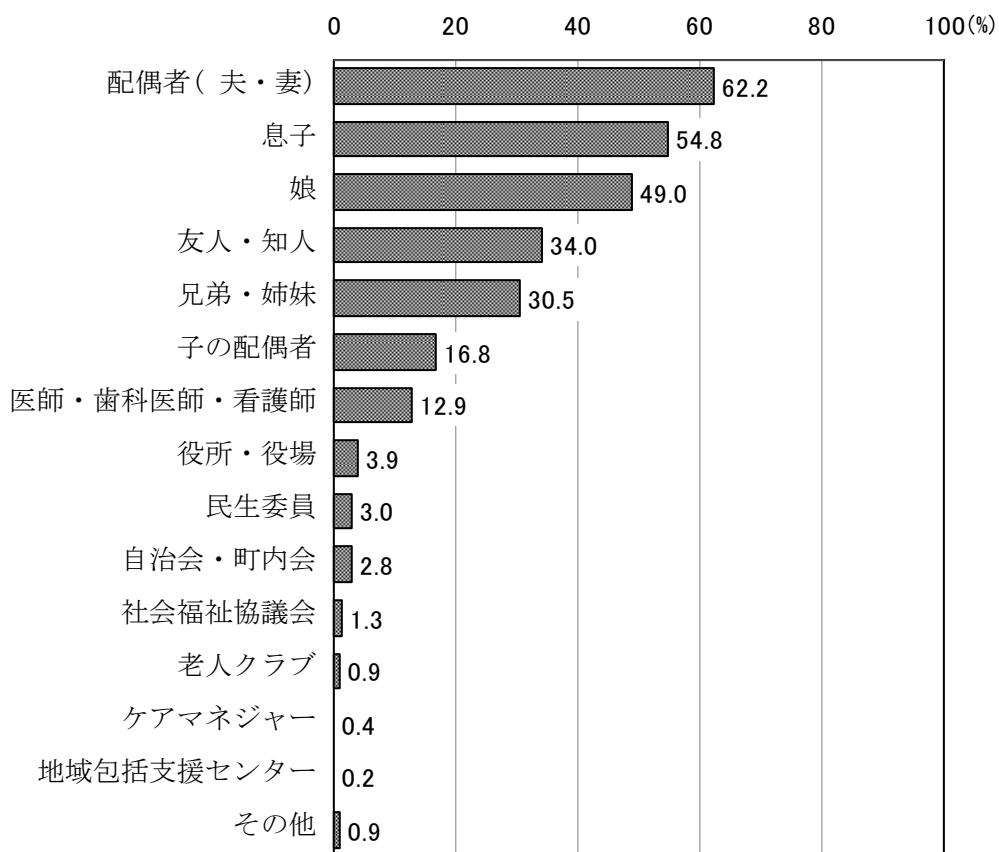




## ⑦相談相手

### 【一般高齢者】

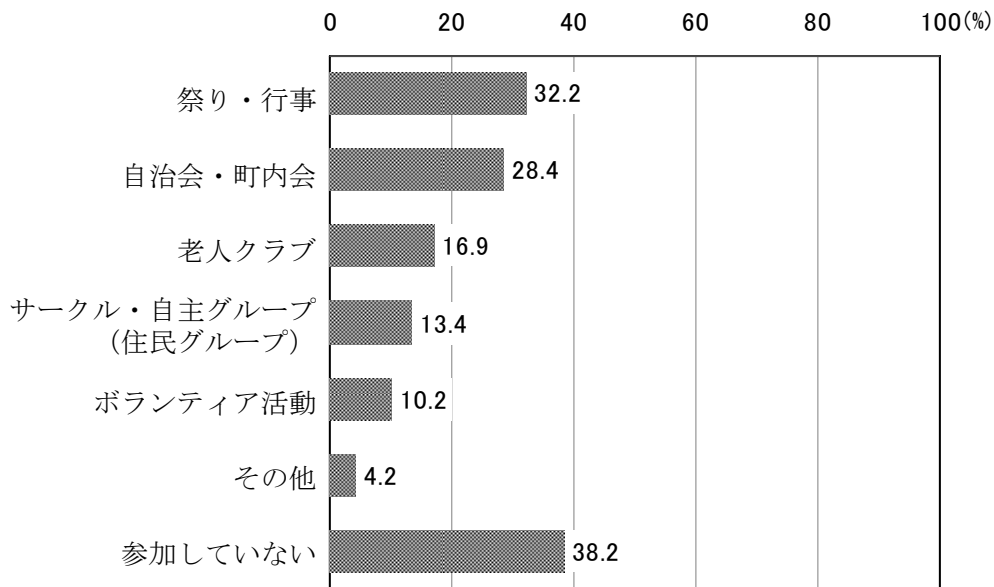
何かあった時に相談をしていると回答した 465 人に、相談相手を尋ねたところ、「配偶者（夫・妻）」が 62.2%と最も高く、「息子」が 54.8%、「娘」が 49.0%、「友人・知人」が 34.0%、「兄弟・姉妹」が 30.5%と続いており、家族や友人等の身近な人の比率が高くなっています。一方、役場や社会福祉協議会、ケアマネジャー等身近な専門家はかなり低くなっています。



## ⑧参加している地域活動

### 【一般高齢者】

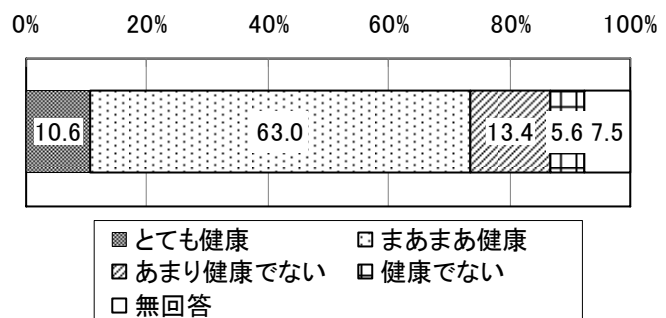
「祭り・行事」「自治会・町内会」はそれぞれ3割程度の人が参加していると回答しています。その他にも「サークル・自主グループ（住民グループ）」や「老人クラブ」、「ボランティア活動」等様々な活動が行われています。一方で「参加していない」も38.2%と高い状況です。



## ⑨健康について

### 【一般高齢者】

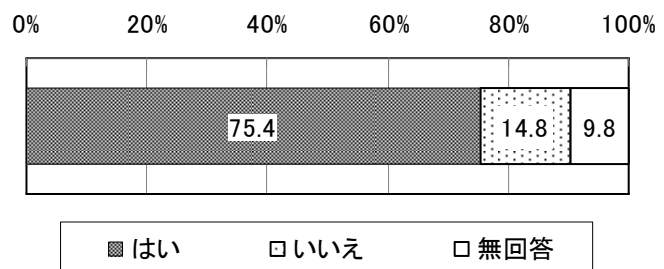
健康状態については、「とても健康」が10.6%、「まあまあ健康」が63.0%となっており、これらを合わせると73.6%が『健康』と回答しています。一方で、『健康でない』と回答している人は2割程度います。



## ⑩通院状況

### 【一般高齢者】

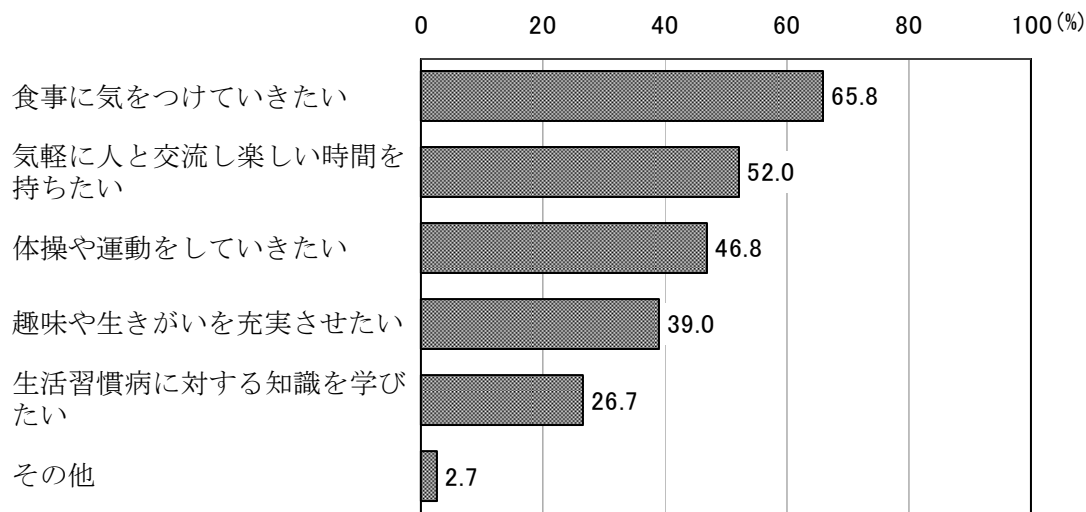
現在、通院している人は75.4%を占めています。



### ⑪介護予防のために特にしていきたいこと

#### 【一般高齢者】

介護予防のためにしていきたいことを尋ねたところ「食事に気をつけていきたい」が 65.8%と最も高く、「気軽に人と交流し楽しい時間を持ちたい」が 52.0%と続いています。その他の項目にも回答があり、様々な介護予防への期待があります。

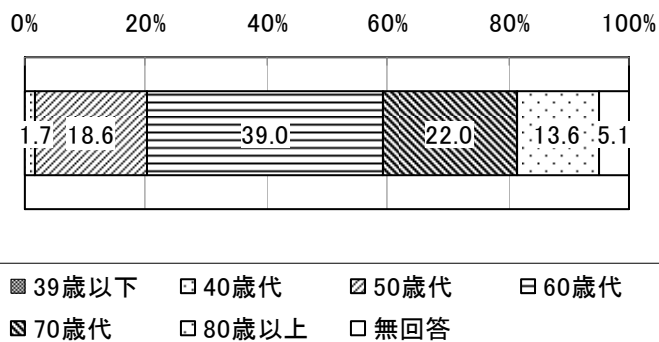


### ⑫介護者の年齢

#### 【要介護認定者】

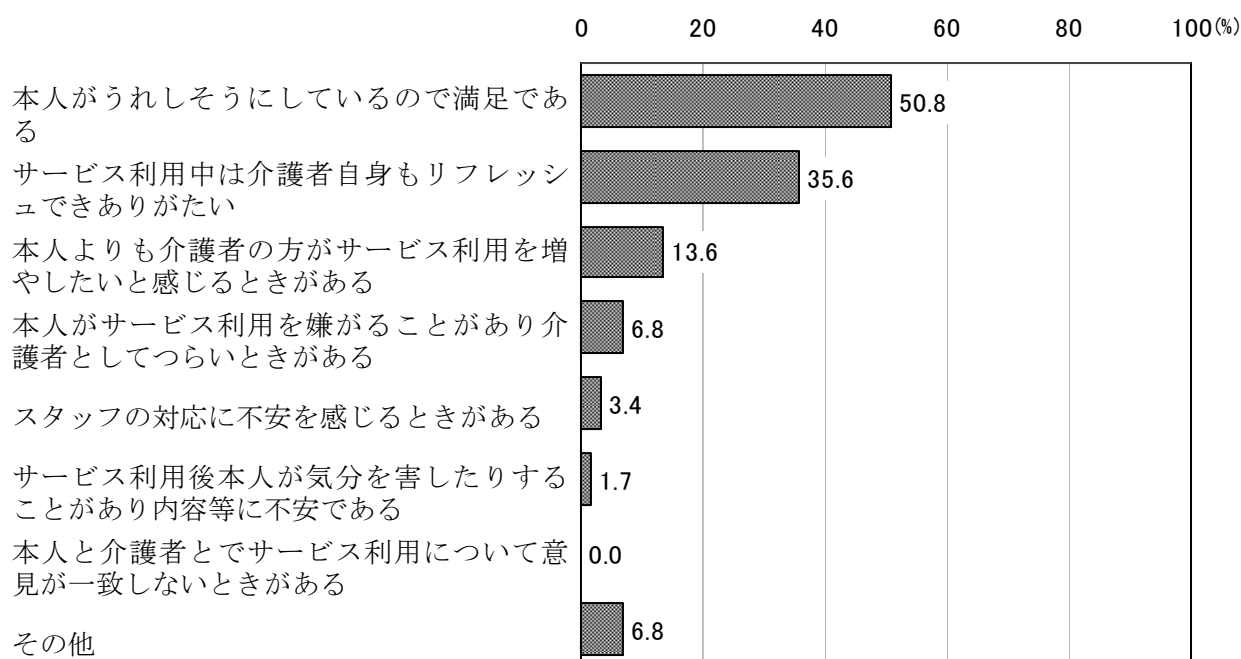
介護者の年齢は、60歳代が 39.0%で最も高く、「70歳代」「50歳代」「80歳以上」と続いています。

介護する側も多くが高齢者であることがわかります。



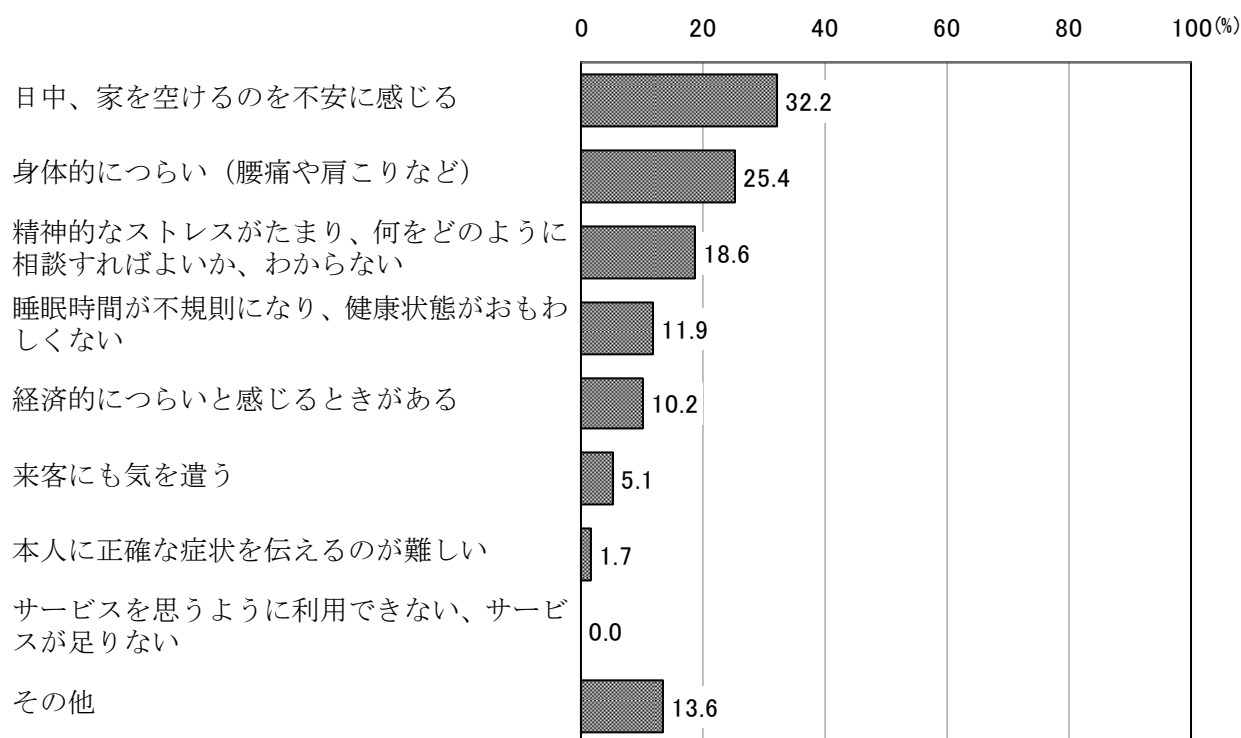
### ⑬介護保険サービスの利用について

「本人がうれしそうにしているので満足である」が50.8%と最も高く、「サービス利用中は介護者自身もリフレッシュできありがたい」が35.6%が続いています。



### ⑭介護で負担に感じること

介護をしていて負担に感じることは、「日中、家を空けるのを不安に感じる」が32.2%と最も高く、「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」が25.4%、「精神的なストレスがたまり、何をどのように相談すればよいか、わからない」が18.6%が続いています。





## 第3章

# 計画の基本的考え方



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

本町における福祉施策等を推進する上での基本的な理念は、「大紀町高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」の基本理念を踏襲し、「大紀町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の理念として「自然とともに思いやりのある健やかなまちづくり～地域住民とともに担う地域ケアの推進～」を掲げます。

## 自然とともに思いやりのある健やかなまちづくり ～地域住民とともに担う地域ケアの推進～

本計画の基本理念として、高齢者介護のあるべき姿として、すべての高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して過ごすことができるよう、地域福祉環境づくりを目指します。

本計画は地域におけるすべての高齢者に対する福祉全般にわたる計画であることから、介護保険事業の地域における総合的かつ継続的なケア体制の整備目標に加え、高齢者の積極的社会参加、健康で生きがいを持ち充実した生活が送れるような環境づくりを行うとともに、見守りや支援が必要な人に対しては、地域全体で支え合う地域ケアの仕組みづくりを目的としています。

高齢者や子ども、障がいのある人、ない人などすべての人たちが地域社会に包みこまれて暮らしていけるような社会を目指すことを本計画の基本理念とします。

## 2 計画の基本目標

### I 地域資源の活用と福祉力・介護力のしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実とともに、地域住民との連携・協働により、地域全体で見守り、支えていく体制、地域ケア体制を構築します。

### II 介護予防と将来にわたる健康づくり

高齢になっても、心身ともにいつまでも元気で暮らしていくためには、生涯を通じて健康づくりに取り組んでいくことが重要です。このため、健康に関する啓発を推進し、各種の健康診査や健康づくりや介護予防に関する活動の充実、支援を行います

### III 高齢者の安心と障壁のない充実した暮らしづくり

高齢者が人生で培ってきた知識と経験を活かしながら、地域と関わりを持って生活できるように、生きがいづくりを推進します。

また、地域で安心して生活し続けられるように、様々な環境整備を進めます。

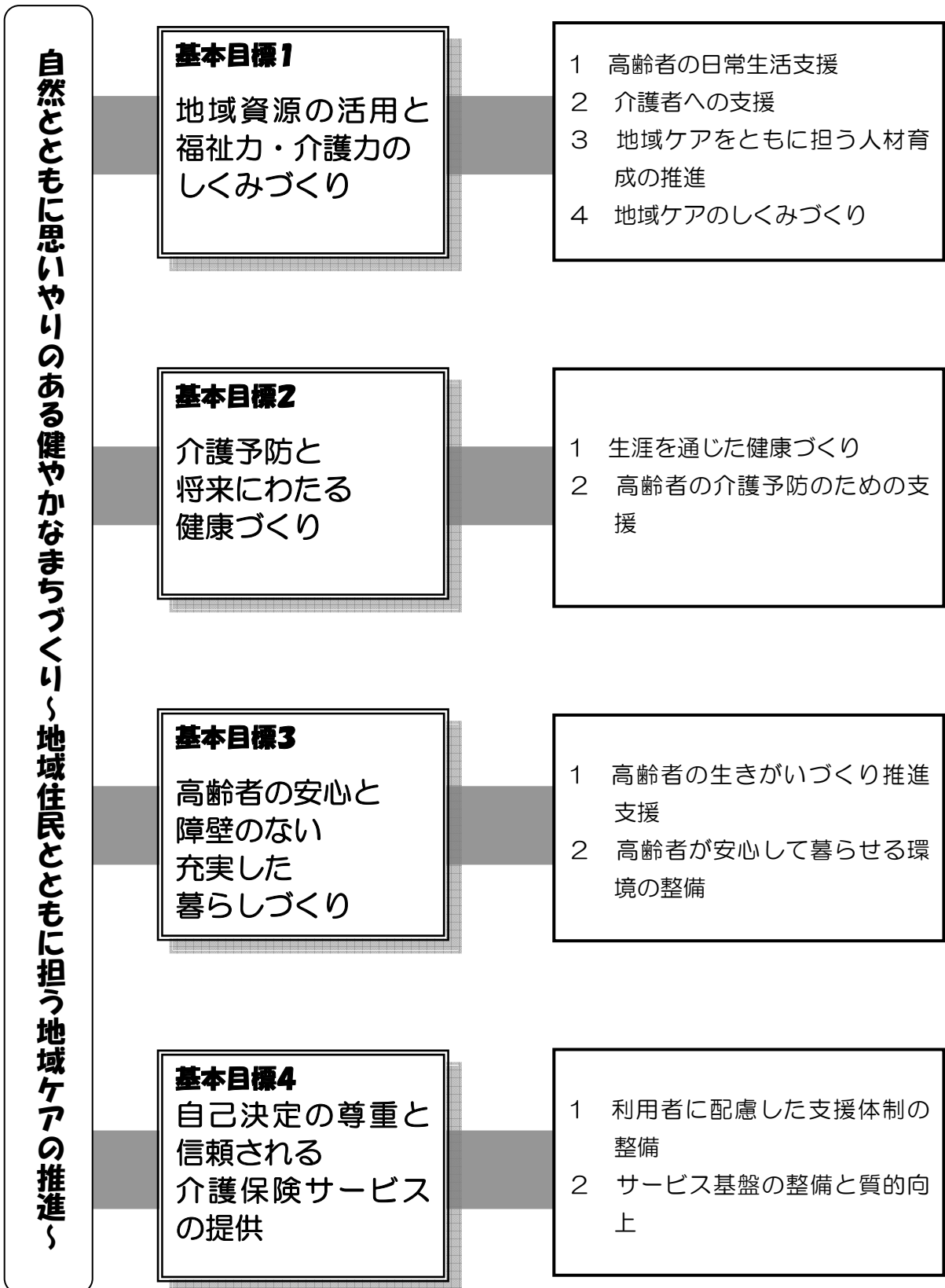
### IV 自己決定の尊重と信頼される介護保険サービスの提供

高齢者が、要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるように、また、必要なサービスを受けることができるように、介護保険サービスの充実を図ります。

また、地域住民を主体とした自主的な取り組みや民生委員、医療機関、介護サービス事業者等関係機関との連携及び利用者に対する包括的、継続的マネジメントを強化し、地域包括ケアシステムの確立に取り組みます。



### 3 計画の体系



## 4 計画の重点取り組み

### (1) 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健、医療、福祉の関係機関や老人クラブ、ボランティア団体、民生委員、地域住民等が連携して、高齢者を見守り、支える地域福祉を推進する体制の充実が必要です。

前期計画においても地域ケアの推進に関する取り組みを進めてきましたが、地域ごとにより活発な活動の充実を図る必要があります。

地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、情報を共有して介護や支援を必要とする高齢者の早期発見や適切な指導、サービスの提供を行う等、高齢者が地域で安心して暮らせるための支援体制づくりを推進します。

### (2) 認知症高齢者のケア

認知症は高齢者が介護状態になる大きな原因の一つであり、高齢者本人だけでなく、家族や介護者の負担を伴う疾患です。

認知症の人は増加傾向にあり、今後も増えることが予想されています。認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症サポーターの養成等を行い、認知症の見守りや早期発見等の対応を行う等、認知症になっても住み慣れた地域で生活を送ることができるよう取り組みを進めていきます。

### (3) 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できる限り健康を保持するために、介護予防事業を推進する必要があります。そのため、保健師及び地域包括支援センターを中心に、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（二次予防事業対象者）の実態把握や生活機能等の向上に向けた支援を行い、介護予防ができるよう関係機関と連携して進めていきます。

講座等の開催にあたっては、できるだけ身近な地域で開催しています。参加者が固定化する傾向にあるため、参加者の状況に合わせた講座内容の見直しや継続して参加できる環境を整備する等によりさらなる参加を促進していきます。

### (4) 権利擁護事業の推進

誰もがひとりの人間として尊重されることは当然であり、高齢者が地域で生活していく中で主体的な存在として自分らしい暮らしを続けていく社会を築いていくことが求められています。

そのため、介護を必要とする状態であっても、人として誇りを持ち、適切なサービスを選択して、個人の自立と尊厳を保つことができるような体制を築いていきます。

## 5 日常生活圏域の設定

本町では、高齢者が無理なく日常生活をする上で必要な施設があり、老人クラブ、民生委員、ボランティア等の地域の支えあいの柱としての人的資源等の「福祉資源」が整備されているかどうかとの基本的視点から、日常生活圏域を大宮生活圏域、紀勢生活圏域、大内山生活圏域の3圏域を設定し、サービス提供を行ってきました。

今後も地域の特性を活かしながらか引き続き3圏域の日常生活圏域を設定し、サービス提供を行っていきます。







第4章  
基本計画



## 第4章 基本計画

### 基本目標1 地域資源の活用と福祉力・介護力のしくみづくり

#### ①高齢者の日常生活支援

介護が必要な状態にならないように、地域資源を活用し、地域住民による見守りネットワーク等、高齢者の日常生活を支援するインフォーマルサービスの充実を図るとともに、地域支援事業などにより在宅で安心して暮らしていただけるように自立生活支援サービス等の充実を図ります。

行政窓口、地域包括支援センター、民生委員等の地域団体、関係機関との連携及びメールによる介護予防相談窓口により、気軽に相談できる体制と情報提供体制の充実を図ります。

#### [主な事業]

- ・高齢者安否確認事業
- ・高齢者生活支援事業
- ・高齢者ふれあい事業
- ・ランチクラブ事業
- ・緊急通報装置の貸与
- ・情報提供・相談体制の充実
- ・コミュニティバス等の交通環境の整備

#### ②介護者への支援

介護者に対して介護に関する不安や負担を軽減するためのサービスや勉強会の開催等により、家庭で介護を担う人たちへの支援を充実します。

#### [主な事業]

- ・ねたきり老人等介護手当の支給
- ・ねたきり老人等おむつ利用券支給
- ・介護者のつどい

### ③地域ケアをともに担う人材育成の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域住民との連携・協働のもと、地域ケア体制を構築することが不可欠となります。そのため、ボランティア活動等の参加促進を行うなど、地域ケアをともに担う人材育成を推進します。

#### [主な事業]

- ・ ボランティア研修の開催
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催

### ④地域ケアのしくみづくり

地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、情報を共有して介護や支援を必要とする高齢者の早期発見や適切な指導、サービスの提供を行う等、高齢者が地域で安心して暮らせるための支援体制づくりを推進します。それとともに、地域団体、関係機関による地域福祉活動との連携を強化し、地域の住民同士による身近な助け合い・支え合いが行われるように、地域での総合的かつ包括的な地域ケア体制づくりを推進します。

また、平成 24 年度から社会福祉協議会を中心に各地域において、「自らの福祉の充実を目指し、自分の地域は、自分で守るという「自助、共助の精神」を持って、日ごろから地域の繋がりを深め、災害にも対応できる福祉の町づくりを目的」に地域福祉委員会を結成し、地域ごとの活動を支援します。

地域福祉委員会は、社会福祉協議会を中心に、自治会、民生委員児童委員、食生活改善推進協議会、老人クラブ、ボランティア、各地区の社協協力員によって構成し、地域ごとでの取り組みを行います。高齢者をはじめとする困難を抱える人や家庭を対象に、地域の実情に応じて課題を発見し、公的なサービスにつなげたり、地域のつながりでの支え合い活動を行います。この取り組みを充実させることにより、認知症高齢者の支援、高齢者の介護予防の取り組みへの呼び掛け、きめ細かいニーズへの対応によって、誰もが地域で安心して暮らせることをめざします。

#### [主な事業]

- ・ 地域包括ケア体制の確立
- ・ 地域福祉委員会の確立、推進



## 基本目標 2 介護予防と将来にわたる健康づくり

### ①生涯を通じた健康づくり

広報やインターネット、健康診査、地域支援事業などを通じて「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるための啓発事業を推進します。また生涯を通じた健康づくりを支援します。

#### [主な事業]

- ・ 各種健康診断等の充実
- ・ 健康に関する講座の開催及び普及啓発
- ・ 健康相談等の充実

### ②高齢者の介護予防のための支援

介護予防事業における健康教育への参加の促進、各種相談の充実を図ります。また、生活機能低下の改善や要介護状態になることを予防する対策の充実及び認知症、閉じこもり、うつ病の予防対策を推進します。

地域福祉委員会等の活動との連携を図り、二次予防事業対象者をはじめ、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、情報の提供や事業促進を図ります。

#### [主な事業]

- ・ 地域支援事業（介護予防事業）

## 基本目標3 高齢者の安心と障壁のない充実した暮らしづくり

### ①高齢者の生きがいづくり推進支援

身体状況や関心に応じた生涯学習、豊かな経験と知識を活かしたシルバー人材センター等の活用による就業機会の創出、世代間交流や介護支援等のボランティア活動、老人クラブ活動等の幅広い社会活動への参加を通じて生きがいづくりを推進します。

#### [主な事業]

- ・老人クラブ活動
- ・シルバー人材センターの支援
- ・高齢者の雇用・就業への支援

### ②高齢者が安心して暮らせる環境の整備

安心・安全な居住環境の整備及び交通環境の整備等、高齢者が安心して外出でき、暮らしていける環境づくりを推進します。さらに、地域包括支援センターを核とした保健、福祉、医療の連携を強化します。

#### [主な事業]

- ・コミュニティバス等の交通環境の整備
- ・建物のバリアフリー化の推進
- ・災害時要援護者支援体制の充実

## 基本目標 4 自己決定の尊重と信頼される介護保険サービスの提供

### ①利用者に配慮した支援体制の整備

要介護状態や認知症になった場合でも、住み慣れた地域で一人ひとりの心身の状態に応じた潤いのある自立した日常生活が送れるように、地域の実情に応じた介護保険サービス（介護給付・予防給付・地域支援事業等）の充実を図ります。

また、地域住民を主体とした自主的な取り組みや民生委員、医療機関、介護サービス事業者等関係機関との連携及び利用者に対する包括的、継続的マネジメントを強化し、地域包括ケアシステムの確立に取り組みます。

#### [主な事業]

- ・介護保険サービスの充実
- ・地域包括支援センター機能の充実

### ②サービス基盤の整備と質的向上

利用者の選択に基づき、いつでも適切なサービスが利用できるように事業者との連携を図りつつ、居宅サービスにおいては介護サービスに携わる訪問介護員（ホームヘルパー）や訪問看護事業に携わる看護師等の資質の向上に取り組むなどサービスの質的向上に努めます。

また、施設サービスにおいては、入所者の意思、人格を尊重しながら自立支援を行います。

さらに、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図り、介護保険事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

#### [主な事業]

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）研修の充実





## 第5章

# 高齢者の日常生活支援



## 第5章 高齢者の日常生活支援

### 1 高齢者福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくことができるように、各種福祉サービスを提供するとともに、高齢者等が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいきます。

#### ①高齢者安否確認事業

町内在住の概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯と要援護者を対象に、月2回程度訪問し、安否の確認をします。

地域によって増加している地域、減少している地域がありますが、必要な高齢者には対応できるよう事業を推進します。

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
対象者数	大宮地区	54	46	70
	紀勢地区	254	272	294
	大内山地区	46	41	36

数値目標		24年度	25年度	26年度
対象者数	大宮地区	80	90	100
	紀勢地区	300	310	320
	大内山地区	60	70	80

#### ②認知症サポーター養成講座

地域住民を含む関係機関等による認知症高齢者を支えるケア体制を、地域包括支援センターを中心に構築し、見守りから早期発見・早期診断、適切なケアの提供、徘徊への対応等、認知症高齢者とその家族を支える支援体制を確立します。

(単位:人)

数値目標	(20~23年度)	24年度	25年度	26年度
対象者	全般	小学5・6年生 中学3年生	一般	小学5・6年生
受講人数	824	242	100	127

### ③高齢者生活支援事業

町内在住の概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、ふれあい配食サービス、寝具洗濯サービスを実施します。

サービスを必要とする人が受けられるよう事業を推進します。

#### ○ふれあい配食サービス

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数	大宮地区	62	66	75
	大内山地区	39	39	37

目標		24年度	25年度	26年度
利用者数	大宮地区	100	110	120
	柏崎地区	100	100	100
	錦地区	100	100	100
	大内山地区	50	50	50

#### ○寝具洗濯サービス

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数		18	20	22

見込み		24年度	25年度	26年度
利用者数		25	26	27

### ④ねたきり老人等おむつ支給

町内に在住のねたきりの高齢者、認知症高齢者、重度心身障害者で、常時おむつを必要とする人を対象に、在宅介護の経費軽減を図ることを目的に、おむつの支給を受けられる利用券の配布を実施します。

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数		42	44	50

見込み		24年度	25年度	26年度
利用者数		52	55	60



⑤高齢者ふれあい事業

錦地区において、毎週月・水・金曜日に老人福祉センターで入浴サービスを実施します。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数	13	12	13

見込み	24年度	25年度	26年度
利用者数	13	13	13

⑥ランチクラブ事業

町内7会場において、月2回「にこにこ会事業」の開催に合わせて、引きこもり予防等を目的に、食事サービスを実施します。

関係機関との連携を図りながら、各地域での開催をめざし、取り組んでいきます。

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数	野原			25
	ふるさと			19
	滝原			
	阿曾			
	柏崎	98	95	93
	錦	22	33	29
	大内山			

数値目標		24年度	25年度	26年度
利用者数	野原	30	30	30
	ふるさと	20	20	20
	滝原	60	60	60
	阿曾	20	20	20
	柏崎	90	100	100
	錦	30	40	50
	大内山	30	40	50

### ⑦ねたきり老人等介護手当の支給

ねたきり高齢者等の日常生活を介護する人を対象に、在宅介護の負担軽減を目的に、ねたきり老人等介護手当を支給します。

利用者はほぼ横ばいですが、今後の認定者数の増加も含めて、緩やかな増加傾向を見込んでいます。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数	35	36	35

見込み	24年度	25年度	26年度
利用者数	36	38	40

### ⑧緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等に関し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、当該ひとり暮らし高齢者等が簡単な操作により緊急事態を通報することができる緊急通報装置を貸与します。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
利用者数	53	58	71

見込み	24年度	25年度	26年度
利用者数	75	75	75

### ⑨交通環境の整備

町内全域において、コミュニティバス等の運行により、高齢者等の地域内の移動や通院、買い物等が安心かつ容易に行えるような交通環境の整備を行います。



## 第6章

### 地域支援事業



## 第6章 地域支援事業

### 1 介護予防事業

#### (1) 一次予防事業

##### ①成人健康相談

町内の各会場で1～2か月に1回、保健師が血圧・体重等の測定及び健康相談を実施します。

参加人数は減少傾向にありますが、参加を促進します。

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	大宮地区	363	288	248
	紀勢地区	370	303	275
	大内山地区	270	182	158

目標		24年度	25年度	26年度
延参加人数	大宮地区	250	260	270
	紀勢地区	280	290	300
	大内山地区	160	170	180

## ②健康体操教室

2会場で保健師が参加し、東洋体操教室を1～2か月に1回実施します。さらに、このうち1会場では自主グループにより、週1回実施します。

参加人数は減少傾向にありますが、参加を促進します。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	129	135	63

目標	24年度	25年度	26年度
延参加人数	70	80	90

## ③地域デイサービス

町内各地域のボランティア団体はその地域の公民館等で食事サービスやレクリエーションを実施します。

参加者は減少傾向にありますが、参加を促します。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	435	389	303

目標	24年度	25年度	26年度
延参加人数	340	360	380

## ④元気を創ろう会(介護予防教室)

柏崎地区5か所において、月1回認知症予防、転倒予防のため、筋力アップ運動や脳トレーニング等を実施します。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	495	425	548

目標	24年度	25年度	26年度
延参加人数	550	555	560

### ⑤にこにこ会事業

町内7地区において、月2回筋力アップ運動やレクリエーションを行い、寝たきりや引きこもり、認知症を予防します。

参加者は増加傾向にあり、今後も参加者の充実が必要です。

(単位:人)

実績		21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	大宮地区	548	1,076	1,257
	紀勢地区	993	1,099	1,060
	大内山地区	87	115	125

目標		24年度	25年度	26年度
延参加人数	大宮地区	1,300	1,350	1,400
	紀勢地区	1,100	1,150	1,200
	大内山地区	150	180	200

### ⑥一次予防事業施策評価事業

本事業は、原則年度ごとに事業評価項目によってプロセス評価を中心に、一次予防事業の事業評価を実施する事業です。

本町では、現在町内での均一なサービス提供体制の整備に努めています。このサービス提供体制が整い次第事業の実施を図ります。

## (2) 二次予防事業

### ①二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業の対象者となる高齢者を把握するため、第1号被保険者で要介護認定を受けていない方を対象に、訪問活動を担う保健師、主治医との連携により、生活機能に関する状態等調査する事業です。

本町では、基本チェックリストにより二次予防事業の対象者の抽出を行います。

### ②通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された高齢者を対象に、通所による介護予防を目的とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業です。

#### ア) 運動器の機能向上（介護予防運動教室）

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図るための運動等を実施する事業です。

本町では、3か月間、週2回実施します。1回は、理学療法士の指導のもと、基本体操（準備運動、ストレッチ運動、筋力アップ運動、簡易な器具を用いた運動等）を実施します。1回は、保健師と参加者が理学療法士に習った体操を復習の形で行います。

#### イ) 栄養改善

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的とした個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を実施する事業です。

本町では、介護予防運動教室実施時に、栄養士による栄養改善の講話を実施します。また、低栄養ハイリスク者には必要に応じて訪問を行います。

#### ウ) 口腔機能の向上

高齢者の摂食・嚥下機能<sup>えんげ</sup>の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能<sup>えんげ</sup>の向上を図るため、指導等を実施する事業です。

本町では、介護予防運動教室実施時に、保健師による口腔機能向上の講話等を実施します。



## エ) 認知症予防・支援

軽度認知症などのハイリスク者を対象にアセスメントを行った上で、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」事業等を提供することによって認知症の予防を図る事業です。

## オ) うつ予防・支援

老化や生活環境の変化等に伴う身体的・心理的・社会的体験は閉じこもりなど社会からの孤立につながり、うつ病の引き金になることがあります。うつ病は心身両面に影響を与える疾病であり、高齢者のうつ対策は自殺予防に加えて、生活習慣病対策、ひいては要支援、要介護者を少なくするために重要なことです。

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度
生活機能評価受診対象者数※65歳以上で要介護認定を受けていない人	2,951	3,332	3,255
基本チェックリスト実施者数	986	904	804
通所型介護予防事業参加者数	5	4	7

数値目標	24年度	25年度	26年度
生活機能評価受診対象者数※65歳以上で要介護認定を受けていない人	3,130	3,160	3,180
基本チェックリスト実施者数	850	880	900
通所型介護予防事業参加者数	8	12	15

## ③訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された方を対象に、保健師等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する事業です。

閉じこもり、認知症、うつのおそれのある方を対象に、家庭訪問を実施します。

## ④二次予防事業評価事業

市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の評価を実施する事業です。

本町では、国の指針を基に毎年度評価を行っていきます。

## 2 包括的支援事業

地域包括支援センターは、地域において高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決し、地域でのその人らしい生活を継続するための支援を行います。地域包括支援センターが町と地域住民の結びつきの拠点となるよう、地域における役割と業務内容を明確にし、気軽に利用できるよう住民への周知を図ります。

### (1) 総合相談支援事業の推進

サービスに関する情報提供等の初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実地に当たって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況の実態把握を行い、的確な対応及び支援に努めていきます。

#### ○見守りネットワーク協力員研修会

(単位：人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数	117	143	104

目標	24年度	25年度	26年度
延参加人数	150	160	170

#### ○総合相談支援

(単位：人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
相談者延人数	125	172	140

見込み	24年度	25年度	26年度
相談者延人数	150	160	170

## (2) 権利擁護事業の推進

### ①権利擁護への取組

本人の人権が損なわれることなく、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度につなげていく等の権利擁護の取り組みを推進し、利用者保護の拡充を進めます。

### ②高齢者虐待防止対策の推進

高齢者に対する虐待は、身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等多岐にわたり、またその事実を隠す傾向が強いこともあり高齢者の虐待問題が深刻化しています。

高齢者の虐待を未然に防止するためにも、介護サービスの充実とともに、家族等の介護者を支援するサービスの充実も必要です。本町では、介護をしている家族の負担の軽減を図るため介護者のつどい等を実施し介護者のケアを推進します。

さらに、家庭内や施設内における高齢者虐待について周知を図り、住民の理解を促すとともに行政や関係機関、住民が一体となって問題の解決に向けた施策の展開を図ります。

### ○介護者のつどい（年3回）

(単位:人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
延参加人数		26	15

数値目標	24年度	25年度	26年度
延参加人数	30	35	40

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員に対する個別指導・相談などを行い、支援困難な事例への指導・助言を行います。また、医療機関を含む関係施設やボランティアなど、さまざまな地域における社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築を行っていきます。

#### ○ケアマネジャー研修会等

(単位：回)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
開催回数	6	6	6

数値目標	24年度	25年度	26年度
開催回数	6	6	6

### (4) 介護予防ケアマネジメント

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、地域包括支援センターで二次予防事業対象者を把握し、介護予防ケアプランを作成し、要介護状態にならないように支援する事業です。

二次予防対象者の把握と適切な介護予防事業への参加を勧めていきます。また、二次予防事業から介護予防給付への適切な支援をしていきます。さらに二次予防対象者把握から事業終了後の評価まで、介護予防事業全般において町の介護予防担当や保健師及び実施事業所との円滑な連携に努めていきます。

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントとともに予防給付（要支援者へのサービス）に関するマネジメント業務も併せて実施します。

#### ○予防給付ケース

(単位：人)

実績	21年度	22年度	23年度(見込含む)
訪問延人数	1,848	1,837	1,945

見込み	24年度	25年度	26年度
訪問延人数	2,010	2,030	2,050

### 3 その他事業（任意事業）

#### （1）介護給付等費用適正化事業

利用者が適切なサービスを利用しているかどうか、不要なサービスが提供されていないか等の検証、利用者に向けた介護保険サービスの情報提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費通知の実施等介護給付の適正化を行います。

#### （2）家族介護支援事業

##### ①家族介護支援事業

介護者のつどいを開催し、高齢者を介護している家族等の介護者を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得し、介護者同士の輪を広げることを目的に実施しており、今後も地域包括支援センターをはじめ、関係機関と連携を取り、事業の充実を図っていきます。

##### ②認知症高齢者見守り事業

認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みを作り、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築します。

#### （3）その他の事業

##### ①住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や助言を行うとともに、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等が住宅改修を行う場合、その支給申請に係る理由書の作成料を介護支援専門員等に支給します。

## 4 介護予防・日常生活支援総合事業

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。実施については今後検討していきます。



## 第7章

# 介護保険サービスの提供





## 第7章 介護保険サービスの提供

### 1 居宅・介護予防サービス

#### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。また、介護予防訪問介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

#### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護認定者等の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。また、介護予防訪問入浴介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

#### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

#### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。また、介護予防居宅療養管理指導は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

## (6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターで、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。また、介護予防通所介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設・病院などで、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

## (8) 短期入所生活介護（療養介護）・介護予防短期入所生活介護（療養介護）

短期入所生活介護（療養介護）は、要介護認定者を一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、日常生活上の世話や機能訓練を行い介護者の負担の軽減を図る短期入所生活介護サービスと、介護老人保健施設等に短期間入所させ機能訓練等の医療や日常生活上の世話を行う短期入所療養介護サービスがあります。また、介護予防短期入所生活介護（療養介護）とは、要支援1・2の方を対象として予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

## (9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排泄・食事などの介護サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助サービス、生活や健康に関する相談など、要介護認定者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供します。また、介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

## (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉用具を貸与するサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を貸与するものです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっており、車いす、介護用ベッドなど12品目あります。

### **(11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売**

特定福祉用具販売は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与にならない排泄・入浴に関する用具（特定福祉用具＝腰掛便座、特殊尿器、入浴用いすなど5品目）について、その購入費用に対して保険給付が認められています。また、特定介護予防福祉用具販売は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を販売するものです。

### **(12) 住宅改修**

住宅改修は、居宅での手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修費用の一部を支給するサービスです。また、要支援1・2の方には、予防効果をより重視した住宅改修を提供するものです。

### **(13) 居宅介護支援・介護予防支援**

居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画の作成とともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整などを行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための予防計画の作成を行うサービスです。

## 2 地域密着型サービス

### (1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある要介護者等に対して、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

### (2) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の状態にある要介護認定者が、共同生活を営みながら入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

### (3) 小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせた多様な介護が受けられるサービスです。

### (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

### (5) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。

### (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29名以下で入所者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

#### (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

#### (8) 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能になります。

### 3 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、施設サービス計画(施設ケアプラン)に基づき、入浴や排泄・食事・相談など日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話をを行う施設サービスです。

施設サービスを提供する3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の中で、最も生活上の介護が重視されています。

#### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している高齢者が、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア・リハビリテーション・生活支援を受ける施設サービスです。

介護保険における施設サービスにはこのほか、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設があります。前者は生活介護、後者は医学的管理下での療養を中心とした施設ですが、介護老人保健施設は両者の中間的な機能を持ちます。

#### (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、長期療養を必要とする要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを提供する施設サービスです。

この施設は、介護老人保健施設等の他施設への転換が求められています。

## 4 サービス必要量の推計

### ①サービス必要量（居宅・地域密着型・施設サービス）の見込み

平成24～26年度の3年間における居宅・地域密着型・施設サービスの必要量は、下表のとおりです。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<b>(1)居宅サービス</b>				
訪問介護	回数	15,990 回	16,290 回	16,558 回
	人数	943 人	967 人	986 人
訪問入浴介護	回数	158 回	160 回	162 回
	人数	47 人	47 人	46 人
訪問看護	回数	1,127 回	1,161 回	1,246 回
	人数	209 人	214 人	231 人
訪問リハビリテーション	回数	513 回	582 回	651 回
	人数	137 人	155 人	172 人
居宅療養管理指導	人数	168 人	188 人	204 人
通所介護	回数	12,039 回	12,557 回	13,076 回
	人数	1,406 人	1,480 人	1,554 人
通所リハビリテーション	回数	5,025 回	5,382 回	5,740 回
	人数	642 人	683 人	725 人
短期入所生活介護	日数	11,397 日	11,502 日	11,607 日
	人数	814 人	823 人	832 人
短期入所療養介護	日数	197 日	226 日	255 日
	人数	42 人	48 人	55 人
特定施設入居者生活介護	人数	228 人	240 人	252 人
福祉用具貸与	人数	1,361 人	1,380 人	1,395 人
特定福祉用具販売	人数	36 人	36 人	36 人
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0 人	0 人	0 人
夜間対応型訪問介護	人数	0 人	0 人	0 人
認知症対応型通所介護	回数	483 回	511 回	538 回
	人数	38 人	39 人	41 人
小規模多機能型居宅介護	人数	0 人	0 人	0 人
認知症対応型共同生活介護	人数	432 人	456 人	480 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0 人	0 人	240 人
複合型サービス	人数	0 人	0 人	0 人
<b>(3)住宅改修</b>	人数	48 人	48 人	48 人
<b>(4)居宅介護支援</b>	人数	2,952 人	3,174 人	3,408 人
<b>(5)介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数	1,128 人	1,164 人	960 人
介護老人保健施設	人数	516 人	540 人	564 人
介護療養型医療施設	人数	60 人	60 人	60 人

## ②介護予防サービス必要量（介護予防・地域密着型介護予防サービス）の見込み

平成24～26年度の3年間における介護予防・地域密着型介護予防サービスの必要量は、下表のとおりです。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
<b>(1)介護予防サービス</b>					
	介護予防訪問介護	人数	476 人	496 人	516 人
	介護予防訪問入浴介護	回数	0 回	0 回	0 回
		人数	0 人	0 人	0 人
	介護予防訪問看護	回数	195 回	221 回	248 回
		人数	46 人	50 人	55 人
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	64 回	69 回	73 回
		人数	26 人	27 人	29 人
	介護予防居宅療養管理指導	人数	0 人	0 人	0 人
	介護予防通所介護	人数	700 人	717 人	733 人
	介護予防通所リハビリテーション	人数	748 人	763 人	779 人
	介護予防短期入所生活介護	日数	437 日	466 日	496 日
		人数	39 人	41 人	44 人
	介護予防短期入所療養介護	日数	0 日	0 日	0 日
		人数	0 人	0 人	0 人
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	24 人	24 人	24 人
介護予防福祉用具貸与	人数	252 人	264 人	276 人	
特定介護予防福祉用具販売	人数	36 人	36 人	36 人	
<b>(2)地域密着型介護予防サービス</b>					
	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0 回	0 回	0 回
		人数	0 人	0 人	0 人
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0 人	0 人	0 人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36 人	36 人	36 人
<b>(3)住宅改修</b>		人数	48 人	48 人	48 人
<b>(4)介護予防支援</b>		人数	2,016 人	2,112 人	2,220 人



## 5 給付費の推計

### ①介護給付費（居宅・地域密着型・施設サービス）の見込み

平成24～26年度の3年間における居宅・地域密着型・施設サービスの給付費の見込額は、下表のとおりです。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<b>(1)居宅サービス</b>			
訪問介護	45,276 千円	46,004 千円	46,627 千円
訪問入浴介護	1,799 千円	1,823 千円	1,847 千円
訪問看護	7,341 千円	7,505 千円	8,045 千円
訪問リハビリテーション	1,452 千円	1,648 千円	1,843 千円
居宅療養管理指導	950 千円	1,034 千円	1,092 千円
通所介護	96,589 千円	99,992 千円	103,395 千円
通所リハビリテーション	40,916 千円	43,075 千円	45,235 千円
短期入所生活介護	95,499 千円	95,818 千円	96,137 千円
短期入所療養介護	2,043 千円	2,344 千円	2,645 千円
特定施設入居者生活介護	39,796 千円	42,606 千円	44,690 千円
福祉用具貸与	16,198 千円	16,216 千円	16,315 千円
特定福祉用具販売	620 千円	620 千円	620 千円
<b>(2)地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 千円	0 千円	0 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型通所介護	2,394 千円	2,532 千円	2,669 千円
小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型共同生活介護	89,888 千円	95,441 千円	100,994 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 千円	0 千円	60,020 千円
複合型サービス	0 千円	0 千円	0 千円
<b>(3)住宅改修</b>	4,558 千円	4,558 千円	4,558 千円
<b>(4)居宅介護支援</b>	45,987 千円	49,280 千円	52,757 千円
<b>(5)介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	277,554 千円	286,771 千円	234,686 千円
介護老人保健施設	126,157 千円	132,286 千円	138,195 千円
介護療養型医療施設	15,401 千円	15,401 千円	15,401 千円
<b>介護給付費計</b>	<b>910,419 千円</b>	<b>944,954 千円</b>	<b>977,770 千円</b>

## ②予防給付費（介護予防・地域密着型介護予防サービス）の見込み

平成24～26年度の3年間における介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費の見込額は、下表のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>(1) 居宅サービス</b>			
介護予防訪問介護	8,958千円	9,357千円	9,756千円
介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	1,108千円	1,257千円	1,405千円
介護予防訪問リハビリテーション	182千円	194千円	206千円
介護予防居宅療養管理指導	0千円	0千円	0千円
介護予防通所介護	20,963千円	21,726千円	22,489千円
介護予防通所リハビリテーション	26,241千円	27,133千円	28,025千円
介護予防短期入所生活介護	2,630千円	2,806千円	2,982千円
介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
介護予防特定施設入居者生活介護	2,257千円	2,260千円	2,242千円
介護予防福祉用具貸与	835千円	878千円	922千円
特定介護予防福祉用具販売	681千円	681千円	681千円
<b>(2) 地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	0千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,120千円	8,129千円	8,104千円
<b>(3) 住宅改修</b>	4,598千円	4,598千円	4,598千円
<b>(4) 介護予防支援</b>	8,674千円	9,088千円	9,553千円
<b>介護予防給付費計</b>	<b>85,248千円</b>	<b>88,108千円</b>	<b>90,963千円</b>

## ③標準給付費の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護給付費計	910,419千円	944,954千円	977,770千円	2,833,143千円
予防給付費計	85,248千円	88,108千円	90,963千円	264,319千円
高額介護サービス等費	21,699千円	22,784千円	23,923千円	68,406千円
高額医療合算介護サービス等費	3,829千円	4,212千円	4,633千円	12,674千円
特定入所者介護サービス等費	68,265千円	72,361千円	76,702千円	217,328千円
審査支払手数料	530千円	583千円	642千円	1,755千円
<b>標準給付費</b>	<b>1,089,990千円</b>	<b>1,133,002千円</b>	<b>1,174,633千円</b>	<b>3,397,625千円</b>

## 6 保険料の推計

### ①基本的な考え方

- 1 保険料段階を8段階とする。
- 2 第5期介護保険事業計画期間中の保険料の基準月額、各年度同一の額とする。
- 3 保険料の基準月額は、第4期3,900円から600円増加した4,500円とし、なお不足する財源として介護給付費準備基金をあてる。

### ②標準給付費及び地域支援事業費の推計

#### ■標準給付費（平成24年度～平成26年度）の合計額

表 標準給付費の合計額

区分	標準給付費
平成24年度見込額	1,089,990 千円
平成25年度見込額	1,133,002 千円
平成26年度見込額	1,174,633 千円
合計	3,397,625 千円

標準給付費合計見込額（平成24年～平成26年度）・・・A

3,397,625 千円

#### ■地域支援事業費（平成24年度～平成26年度）の合計額

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費	26,652 千円	30,952 千円	32,090 千円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合 (%)	2.4%	2.7%	2.7%

地域支援事業費合計見込額（平成24年～平成26年度）・・・B

89,694 千円

③第1号被保険者負担分相当額

平成24年度～平成26年度の3年間に第1号被保険者が保険料として負担すべき額  
 $(A + B) \times 21\%$

第1号被保険者負担分相当額（平成24年～平成26年度）・・・C 732,337 千円
---

④第1被保険者負担分相当額の軽減要因の合計額

財政調整交付金の交付率の影響額	133,187 千円
-----------------	------------

- ・ 交付率（標準）：5%（大紀町）：8.92%
- ・ 標準給付費（3,397,625千円）×（0.0892－0.05）

介護給付費準備基金の取崩額	69,000 千円
---------------	-----------

（平成23年度末残高見込69,000千円）

財政安定化基金取崩による交付額	7,932 千円
-----------------	----------

第1号被保険者負担分相当額の軽減要因の合計額・・・D 210,119 千円
--

⑤保険料の賦課額（平成24年度～平成26年度の合計）

保険料の賦課額（平成24年度～平成26年度の合計） 532,876 千円
---

保険料収納必要額

$$((C - D) = (732,337 \text{ 千円} - 210,119 \text{ 千円}) = 522,218 \text{ 千円}$$

$$522,218 \text{ 千円} \div 0.98 \text{（予定保険料収納率）}$$

⑥所得段階別補正後の被保険者数（平成24年度～平成26年度の合計）

保険料段階 8 段階に設定した場合 9,869 人
------------------------------

表 保険料基準額に対する割合の弾力化

	合計所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
第 1 段階		47 人	(1.2%)	48 人	(1.2%)	48 人	(1.2%)	0.50
第 2 段階		873 人	(22.6%)	884 人	(22.6%)	890 人	(22.6%)	0.50
第 3 段階		1,026 人	(26.6%)	1,039 人	(26.6%)	1,046 人	(26.6%)	
	「公的年金等収入+合計所得金額≤120万円」見込み数	652 人	(16.9%)	661 人	(16.9%)	665 人	(16.9%)	0.625
	上記を除く見込み数	374 人	(9.7%)	378 人	(9.7%)	381 人	(9.7%)	0.75
第 4 段階		1,092 人	(28.3%)	1,106 人	(28.3%)	1,112 人	(28.3%)	
	「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	562 人	(14.6%)	570 人	(14.6%)	573 人	(14.6%)	0.83
	上記を除く見込み数	530 人	(13.7%)	536 人	(13.7%)	539 人	(13.7%)	1.00
第 5 段階		598 人	(15.5%)	606 人	(15.5%)	610 人	(15.5%)	1.25
第 6 段階	190 万円	150 人	(3.9%)	152 人	(3.9%)	153 人	(3.9%)	1.50
第 7 段階	300 万円	46 人	(1.2%)	46 人	(1.2%)	46 人	(1.2%)	1.75
第 8 段階	500 万円	29 人	(0.8%)	29 人	(0.7%)	30 人	(0.8%)	2.00
計		3,861 人	(100.0%)	3,910 人	(100.0%)	3,935 人	(100.0%)	

( ) 内は、所得段階別第 1 号被保険者数の構成比 (%)

⑦保険料の基準額（月額）

<p><b>保険料の基準額（月額）</b></p> <p>4,500円</p>
---

保険料の賦課額（平成24年度～平成26年度の合計）（532,876千円）

÷保険料段階8段階に設定した場合の所得段階別補正後の被保険者数

（平成24年度～平成26年度の合計）（9,869人）

÷12月＝4,499.57・・・≒4,500円

⑧第1号被保険者の所得段階別介護保険料

表 所得段階別保険料年額

所得段階	基準額×調整率	介護保険料 （月額）	介護保険料 （年額）	対象者の内容
第1段階	基準額×0.50	2,250円	27,000円	・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 ・生活保護受給者
第2段階	基準額×0.50	2,250円	27,000円	・本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階 特例	基準額×0.625	2,810円	33,720円	・本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の人で合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人
第3段階	基準額×0.75	3,375円	40,500円	・本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の人で、第3段階特例以外の人
第4段階 特例	基準額×0.83	3,735円	44,820円	・本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる場合）の人で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第4段階	基準額	4,500円	54,000円	・本人が町民税非課税（世帯内に町民税課税者がいる場合）の人で、第4段階特例以外の人
第5段階	基準額×1.25	5,625円	67,500円	・本人が町民税課税で合計所得が、190万円未満の人
第6段階	基準額×1.50	6,750円	81,000円	・本人が町民税課税で合計所得が、190万円以上300万円未満の人
第7段階	基準額×1.75	7,875円	94,500円	・本人が町民税課税で合計所得が、300万円以上500万円未満の人
第8段階	基準額×2.00	9,000円	108,000円	・本人が町民税課税で合計所得が、500万円以上の人



## 第8章

# 介護保険サービスの質の向上





## 第8章 介護保険サービスの質の向上

介護保険制度に対する住民の信頼を高め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、良質な介護保険サービスの提供が欠かせません。

そのため、介護保険事業の適切な運営に取り組むとともに、サービスに携わる人材の育成、確保や関係機関との連携の強化、相談体制の充実を図ります。

### 1 在宅サービスの重視

高齢者ができる限り住み慣れた地域、自宅での生活を可能とするために必要な支援と在宅サービスの利用を促進します。

### 2 給付の適正化

利用者に対する適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護認定調査の適正化及びケアプランチェックの実施、介護給付適正化システムの活用などを図り、介護保険事業の適正化を推進していきます。

### 3 人材の育成、確保

信頼できる介護保険サービスの提供と介護予防事業推進のため、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等の専門的人材の育成と確保を図ります。

また、高齢者福祉介護従事者のすそ野を広げるとともに、家族介護の推進を図るため、ヘルパー養成助成金の活用を住民に周知し、幅広い介護知識や技術の普及に努めます。

### 4 地域密着型サービス等の指定管理及び指導管理

身近な地域において地域の特性に応じた多様で柔軟な地域密着型サービスを提供することは、在宅介護を推進していくうえでも重要です。

地域密着型サービスは、町がサービス事業者を指定し、住民のみが利用できるため、地域の状況を総合的に判断し、地域の実情に即したものとなるように、住民や学識経験者等幅広い意見を取り入れて適正な整備に努めます。

また、地域密着型サービス事業者に対しては、地域に身近な保険者としての機能を活かして、必要に応じて指導等を実施するとともに、事業者の指定を更新制とし、良質なサービスの確保に努めます。

## 5 介護関係機関の連携体制とその支援

介護関係機関の連携が確保されることは、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅介護サービス計画の作成のために関係者を招集して行う会議）を円滑に行うために不可欠です。

また、情報の共有や意見交換が活発に行われることは、介護保険サービスの質の向上にもつながるため、介護関係機関との連携体制が強化されるよう支援に努めます。

## 6 情報提供・相談体制の充実

高齢者がより円滑に、よりよいサービスを利用できるように、様々な形での情報提供に努め、必要な人が必要な情報を得られるようにします。また、地域包括支援センターを中心に、介護保険制度における認定からサービス内容に関することまで、あらゆる相談や苦情に対応できる体制の整備に努めます。

## 7 効率的な執行体制の整備

地域支援事業を含めた介護保険サービスを安定的に提供し、高齢者の自立支援と尊厳を守るため、広域連合及び地域包括支援センター等関係機関との連携を強化し、高齢者が安心していつまでも暮らせるまちづくりを進めることによって、保険者として効率的な執行体制の整備を図ります。



## 第9章

### 計画の推進体制



## 第9章 計画の推進体制

### 1 地域の多面的な「福祉資源」のネットワーク化

地域の介護力、福祉力の向上、地域包括ケア体制の確立に向け、地域包括支援センターを核として、介護予防、地域ケア、認知症ケアの拠点となる医療・介護・福祉施設、関係団体やボランティアをはじめとした福祉に関わるすべての人的・社会的資源等のネットワーク化を図ります。

### 2 生活者の視点に立った地域福祉の推進

住民意識の変化、人と人との関係性の希薄化、家族関係の変化等により、地域の保健・医療・福祉に対する住民の意向も多様化しています。

多様化する住民ニーズに行政だけで対応することは困難になっています。

このため、住民一人ひとりの主体的な地域活動への参画や取り組みを促進する必要があります。

住民への地域活動への協力、参画を喚起する啓発活動、情報の公開と共有化、場の提供等、生活者の視点に立った地域福祉・地域保健活動を推進するための広範な地域ケア体制作りを努めます。

### 3 庁内の推進体制

高齢者に対する包括的な地域ネットワークの要となる地域包括支援センターと保健福祉担当課が密接に連携できる体制を整備するとともに、庁内の関係各課との連携を図ります。

また、健康福祉課を窓口、地域保健・地域福祉を担う職員や事業者との連携を図っていきます。

### 4 他市町村との連携

高齢者に対する保健・福祉事業は、日常生活圏域や町内で完結するものではありません。このため、サービスの効率的、効果的な運用やサービス基盤の計画的整備、人的ネットワークの構築を図る上でも他市町村との連携を図っていきます。

### 5 国・県との情報の共有化

介護サービスの提供や介護予防事業等を効果的に推進していくために、国・県による広域的、専門的、技術的な立場からの先駆的取り組み事例やそれに関する情報の共有化を図ります。

## 6 計画の進行管理

### (1) 進捗状況の把握・評価

本計画上に設定する事業の目標については、その進捗状況を図るため、本町における介護サービスの利用者、サービス供給量、高齢者福祉サービス等の実施状況に関する基礎的なデータの収集を行うとともに、住民のニーズ、利用者満足度等の情報についても定期的な収集に努め、各種事業の実施状況の把握を行います。

年度ごとに進捗状況を確認し、関係部署において問題を抽出し改善を行い、次年度の計画内容の充実に繋げていきます。

### (2) 計画の見直し

計画の最終年度にあたる平成26年度には、次期計画策定を行います。その時点で必要な社会情勢の変化や制度の見直し、それまでに聴取した意見、提言を取り入れ、必要な見直しを行い、本町の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。



資料編





## 大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会策定経過

実施日	内容
平成 23 年 8 月 8 日	<p><b>第 1 回大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会開催</b></p> <p>【議事】            計画策定スケジュール            第 5 期高齢者保健福祉計画に向けてのアンケート調査について</p>
平成 23 年 9 月～10 月	<p><b>アンケート調査の実施</b></p> <p>一般高齢者、要介護認定者を対象とするアンケート調査の実施</p>
平成 24 年 1 月 12 日	<p><b>第 2 回大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会開催</b></p> <p>【議事】            アンケート調査の報告及び計画の概要についての協議</p>
平成 24 年 2 月 16 日	<p><b>第 3 回大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会開催</b></p> <p>【議事】            福祉関係機関の意見聴取及びパブリックコメントを踏まえて、計画について協議</p>
平成 24 年 3 月 9 日	<p><b>第 4 回大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会開催</b></p> <p>【議事】            前回までの協議を踏まえ、最終計画案の確定</p>

## 大紀町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

役職名	氏名	項目
小関ひろしクリニック医師	小 関 寛	保健医療関係者
社会福祉協議会事務局長	中桐 周平	福祉関係者
民生委員・児童委員協議会会長	森田 常雄	福祉関係者
特別養護老人ホーム共生園施設長	緒方 邦彦	福祉関係者
特別養護老人ホーム大宮園施設長	吉田 文博	福祉関係者
地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	谷口 八重子	福祉関係者
食生活改善推進協議会長	植村 昭子	1号被保険者代表
野添区区長代理	中西 勝幸	2号被保険者代表

## 大紀町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

発行年月／平成24年3月

発行／大紀町

編集／健康福祉課

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原1610番地1

TEL : 0598-86-2216 FAX : 0598-86-3276